

平成 30 年（2018 年）6 月紀北町議会定例会会議録

第 1 号

招集年月日 平成 30 年 6 月 5 日（火）

招集の場所 紀北町本庁舎議会議場

開 会 平成 30 年 6 月 5 日（火）

応 招 議 員

1 番	岡村哲雄	2 番	大西瑞香
3 番	原 隆伸	4 番	谷 節夫
5 番	奥村 仁	6 番	樋口泰生
7 番	太田哲生	8 番	瀧本 攻
9 番	近澤チヅル	10 番	入江康仁
11 番	家崎仁行	12 番	玉津 充
13 番	奥村武生	14 番	東 清剛
15 番	平野隆久	16 番	中津畑正量

不 応 招 議 員

なし

地方自治法第 121 条の規定により説明の為議会に出席した者の職氏名

町 長	尾上 壽一	副 町 長	中場 幹
会計管理者	武岡 芳樹	総 務 課 長	濱田多実博
財 政 課 長	水谷 法夫	危機管理課長	岩見 建志
企 画 課 長	宮原 俊也	税 務 課 長	上村 毅
住 民 課 長	上ノ坊健二	福祉保健課長	中村 吉伸
環境管理課長	玉本 真也	農林水産課長	上野 和彦
商工観光課長	玉津 裕一	建 設 課 長	植地 俊文
水 道 課 長	上野 隆志	海山総合支所長	玉津 武幸
教 育 課 長	村島 赳郎	学校教育課長	宮本 忠宜
生涯学習課長	井土 誠	監 査 委 員	松永 剛

職務の為出席者

議会事務局長	脇 俊明	書 記	佐々木 猛
書 記	奥川 賀夫	書 記	家倉 義光

提出議案 別紙のとおり

会議録署名議員

8 番 瀧本 攻 9 番 近澤チヅル

議事の顛末 左記のとおりを記載する。

(午前 9時 30分)

---

### **家崎仁行議長**

皆さん、おはようございます。

定刻になりましたので、ただいまから、平成30年6月紀北町議会定例会を開会します。

---

### **家崎仁行議長**

これより本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員数は16名でありまして、定足数に達しております。

会期日程並びに議事日程につきましては、お手元に配布のとおりでありますので、ご了承ください。

なお、今期定例会において、議会放送番組収録のためZTV及び企画課職員による撮影等を許可することにいたします。

それでは、会期日程並びに議事日程を議会事務局長に朗読させます。

脇議会事務局長。

### **脇俊明議会事務局長**

皆さん、おはようございます。

それでは、まず会期日程表を朗読させていただきます。

平成30年6月紀北町議会定例会会期日程表

日程第1日、6月5日、火曜日、9時30分、本会議、開会、人事案件等上程、説明、質疑、討論、採決。一般議案上程、説明、質疑、委員会付託。一般質問の受付締切は、午後1時まででございます。

第2日、6月6日、水曜日、休会、常任委員会予定日。

第3日、6月7日、木曜日、休会、常任委員会予定日。

第4日、6月8日、金曜日、休会、常任委員会予備日。

第5日、6月9日、土曜日、休会、休日。

第6日、6月10日、日曜日、休会、休日。

第7日、6月11日、月曜日、休会、常任委員会予備日。

第8日、6月12日、火曜日、9時30分、本会議、一般質問。

第9日、6月13日、水曜日、9時30分、本会議、一般質問。

第10日、6月14日、木曜日 9時30分、本会議、一般質問。

第11日、6月15日、金曜日、9時30分、本会議、委員長報告、質疑、討論、採決、閉会でございます。

続きまして、平成30年6月紀北町議会定例会議事日程（第1号）

平成30年6月5日（火曜日）午前9時30分開議

- |            |   |
|------------|---|
| 日程第1       | 会議録署名議員の指名  |
| 第2         | 会期の決定   |
| 第3         | 諸般の報告   |
| 第4         | 行政報告  |
| 第5 議案第20号  | 紀北町教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについて                           |
| 第6 議案第21号  | 紀北町農業委員会委員の任命につき認定農業者等が委員の過半数を占めることを要しない場合の同意を求めることについて |
| 第7 議案第22号  | 紀北町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて                            |
| 第8 議案第23号  | 紀北町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて                            |
| 第9 議案第24号  | 紀北町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて                            |
| 第10 議案第25号 | 紀北町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて                            |
| 第11 議案第26号 | 紀北町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて                            |
| 第12 議案第27号 | 紀北町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて                            |
| 第13 議案第28号 | 紀北町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて                            |
| 第14 議案第29号 | 紀北町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて                            |
| 第15 議案第30号 | 紀北町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて                            |
| 第16 議案第31号 | 紀北町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて                            |
| 第17 議案第32号 | 紀北町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて                            |
| 第18 議案第33号 | 紀北町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて                            |
| 第19 議案第34号 | 紀北町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて                            |
| 第20 議案第35号 | 紀北町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて                            |
| 第21 議案第36号 | 「自然と共生の町」宣言について   |
| 第22 議案第37号 | 紀北町税条例等の一部を改正する条例                                       |

- 第23 議案第38号 紀北町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める  
条例の一部を改正する条例
- 第24 議案第39号 紀北町旅館建築の規制に関する条例の一部を改正する条例
- 第25 議案第40号 紀北町国民健康保険条例の一部を改正する条例
- 第26 議案第41号 専決処分承認を求めることについて
- 第27 議案第42号 小型動力ポンプ付積載車購入契約の締結について
- 第28 議案第43号 平成30年度紀北町一般会計補正予算（第1号）
- 第29 報告第4号 平成29年度紀北町一般会計繰越明許費繰越計算書について
- 以上でございます。

**家崎仁行議長**

これより、日程に従い議事に入ります。

---

**日程第1**

**家崎仁行議長**

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第126条の規定により、本日の会議録署名議員に、

8番 瀧本 攻君

9番 近澤チヅル君

のご両名を指名いたします。

---

**日程第2**

**家崎仁行議長**

次に、日程第2 会期の決定の件を議題といたします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日6月5日から6月15日までの11日間をしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

## 家崎仁行議長

異議なしと認めます。

したがって、本定例会の会期は、本日6月5日から6月15日までの11日間とすることに決定しました。

---

## 日程第3

## 家崎仁行議長

次に、日程第3 諸般の報告を行います。

去る5月30日に議会運営委員会が開催され、6月定例会に係る運営等について協議が行われました。その確認等について、ご報告申し上げます。

まず、町長からの提出議案についてであります。本定例会において、提出され受理した案件は、議案については、第20号から第43号までの24件、報告案件が1件の合計25件となっております。

次に、6月定例会における一般質問についてであります。日程は3日間を予定しておりますが、通告書を締め切った時点で、一般質問の日程を調整させていただくこととなります。通告書の受付についてであります。本日、午前8時30分から受付を開始し、締切は午後1時までとなっております。

質問の内容については、具体的に記載することとなっており、単なる質問項目のみの要旨が記載されていない通告書は、受理しない場合もありますので、ご注意ください。

次に、地方自治法第235条の2第1項の規定による例月出納検査について、普通会計の平成29年度2月・3月・4月分と、平成30年度4月分、水道事業会計の平成29年度2月・3月分と、平成30年度4月分について、同条第3項の規定により監査委員から報告を受けております。

報告書は議員控室に保管してありますので、ご覧ください。

次に、一部事務組合議会の開催についてであります。来月7月2日、月曜日、午前10時から紀北消防組合議会の開催。同日、午後1時30分から紀北広域連合議会の開催という連絡を受けております。組合議会議員におかれましては、出席くださいますようお願い申し上げます。

す。

次に、地方自治法第121条の規定により、提出案件等の説明のため、あらかじめ出席を求めたところ、尾上町長はじめ、村島教育長、松永監査委員、その他関係課長等の出席がありましたので、ご報告申し上げます。

以上で、諸般の報告を終わります。

---

## 日程第4

### 家崎仁行議長

次に、日程第4 行政報告について、町長から申し出がありましたので、許可することといたします。

尾上町長。

### 尾上壽一町長

皆さん、おはようございます。

本日は、定例会の開催要請させていただきましたところ、全員のご出席を賜り厚く御礼を申し上げます。

早速ではございますが、本議会定例会にあたりまして、3件の行政報告をさせていただきます。

最初に、三重ごみ固形燃料発電所事業にかかる検討についてでございます。県内のごみ固形燃料の製造団体に構成する、三重県RDF運営協議会におきましては、新しいごみ処理施設の建設や、発電事業の諸課題などの情報交換や協議検討などが行われておりますが、その協議の中で、桑名広域清掃事業組合からRDF運営協議会に対しまして、整備を進めている新ごみ処理施設の完成時期が早まり、ごみ固形燃料発電所への固形燃料の搬入を、平成31年9月に停止する見込みであるとの説明がございました。

その説明を受けまして、RDF運営協議会におきましては、発電事業への影響等について検討しているところでございます。また昨日、三重県知事は県議会に対しまして、ポストRDF施設整備に向けて必要となる支援策を検討していると、発電所停止後の各製造団体への支援表明がされたところでございます。

紀北町といたしましては、以前からごみ固形燃料発電所停止後の処理方策を、調査・検討

してきておりまして、将来も安定的に処理できる方策を、いくつか確保しておりますが、三重県の具体的な支援の動向をはじめ、発電所事業終了時期が前倒しとなった場合の影響などの検討を進めるとともに、方針の決定にあたっては、議員の皆様方にご相談をしておりますので、時期がまいりましたら、改めてご協議をお願い申し上げたいと、そのように考えております。

続きまして、黒浜海水浴場の利用の中止についてでございます。

昨年10月の台風21号で被災いたしました、海野地区の黒浜海水浴場に至る道路につきましては、山側斜面の法面の破断等によりまして、復旧のための関係予算を12月定例会に計上し、この夏までの工事完成を目指し、繰越により事業を進めておりましたが、本年度に入り工事設計のための調査の中で、工事予定箇所の上に20mほど上の山腹に、幅40mほどの亀裂が見つかったことから、本年11月末をめどに、地質調査等に取りかかっているところでございます。

現在、道路につきましては通行が可能な状態ではありますが、山腹の亀裂であることから、安全を第一に考え全面通行止めにしております。

このため、この夏の黒浜海水浴場につきましては、ご利用いただくことができないことになりましたので、ご報告を申し上げます。

なお、利用者の皆様への周知を図るとともに、今後、地質調査等の結果を踏まえ、復旧工事の検討を行い、できるだけ早期の復旧に努めてまいりたいと考えておりますので、ご迷惑をおかけいたしますが、よろしくお願いを申し上げます。

続きまして、平成29年度会計別決算の状況についてでございます。

お手元に配布いたしました資料をご覧ください。

この度、平成29年度における各会計別の決算額及び繰越額が確定いたしましたので、ご報告を申し上げます。

一般会計につきましては、歳入決算額が106億9,691万489円、歳出決算額が、101億8,541万7,005円、差引5億1,149万3,484円が繰越額となり、このうち繰越明許費により翌年度へ繰り越すべき財源5,250万6,933円を差し引いた実質収支は4億5,898万6,551円となりました。

特別会計につきましては、国民健康保険事業特別会計の繰越額が8,511万8,076円、介護サービス事業特別会計の繰越額は1,486万1,664円、後期高齢者医療特別会計の繰越額は3,197万7,953円となりました。

水道事業会計につきましては、収益的収支の収入支出差引額が4,109万9,047円で、このう

ち消費税相当額の1,304万7,422円を差し引いた純利益は2,805万1,625円となりました。

資本的収支では、収入支出差引額が1億3,269万5,823円の不足となりましたが、この不足分を損益勘定留保資金等で補てんいたしました。

以上、3件ご報告をいたしまして、6月定例会にあたりましての行政報告とさせていただきます。

以上です。ありがとうございます。

#### **家崎仁行議長**

以上で、行政報告を終わります。

---

### **日程第5**

#### **家崎仁行議長**

それでは、案件の審議に入りますが、議案第20号から議案第35号までは人事関連の案件がありますが、議案第34号及び議案第35号については、議員除斥案件のため分割して審議を進めたいと思います。

日程第5 議案第20号 紀北町教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについてを議題といたします。

ここで村島教育長の退場を求めます。

(村島尠郎教育長 退場)

#### **家崎仁行議長**

本件については、人事案件であるため、会議規則第39条第3項の規定により、委員会の付託を省略し、本会議での審議といたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

#### **家崎仁行議長**

異議なしと認めます。

したがって、日程第5 議案第20号は、委員会の付託を省略し、本会議で審議することに決定しました。

それではまず、提案者から提案理由の説明を求めます。

尾上町長。

## 尾上壽一町長

それでは、本日、本議会定例会に上程いたしました人事案件、議案第20号につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

議案第20号 紀北町教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについてであります。紀北町教育委員会教育長の島原2995番地1 村島赴郎氏が、本年8月11日をもって任期満了となります。同氏におかれましては、平成27年8月から教育長としてご尽力をいただいております。

つきましては、教育委員会教育長として人格が高潔で、教育、学術及び文化に関し識見を有する同氏を引き続き任命いたしたく、議会の同意を求めるものでございます。

議案第20号については、以上であります。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

## 家崎仁行議長

以上で、提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑される方はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

## 家崎仁行議長

これで質疑を終了します。

続いて討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はありますか。

奥村武生君。

## 13番 奥村武生議員

奥村であります。おはようございます。

かつてですね、赤羽の小学校を特認校にしたいという理事者及び教育委員会からのですね、提起があり、私はその時に多大なる賛成討論をさせていただきました。その後、当時議員であった平野議員からですね、議場を彼が去る時に、武ちゃんありがとうという言葉を残して、議場を去った経緯があります。

その特任校制度についてですね、この間の2月25日にですね、突然、全員協議会の中でですね、引本小学校を休校どころか休校を飛び越えて、閉校にするというような問題が出て、そして、議長からもこれは討論の場がないのでということで、差し控えましたけれども、文部科学省の公立小学校、中学校の適正規模配置等に関する指導の中でですね、答申の中で小

規模校を存続させる場合の教育の充実というのが書かれておるわけです。

是非お聞きして、重要な将来のその紀北町の学校教育問題を討論する場、施策に関わる問題でありますので、是非ちょっとお聞きしていただきたいと思うんです。

市町村の中ではさまざまな事情から学校統合によって適正規模化を進めることが困難であるとする地域や小規模校のまま存続させることが必要であるとする地域も存在するところであると。学校がおかれた状況はさまざまであるため一概には言えませんが、統合を選択しない場合については、下記のようなケースがありますということ、いろいろ書かれております。

そして、その中でですね、デメリット、メリットがきちっと記載されておるわけです。小規模校のメリットとしてですね、教育の機会等を確保する観点から、まず検討しなければならないのは小規模校であることのメリットを最大限生かし、児童・生徒の教育を充実させる方策ですとあります。して小規模校を活かした指導の充実には、一般に小規模校には下記のようなメリットが存在すると言われております。

一人ひとりの学習状況や学習内容や定着状況を的確に把握でき、補充指導や個別指導を含めたきめ細かな指導が行いやすい。意見や感想を公表できる機会が多くなる。さまざまな活動において一人ひとりがリーダーを努める機会が多くなる。複式学級において教師が複数の学年間を行き来する間、児童・生徒が相互に学び合う活動を充実させることができる。運動場や体育館、特別教室などが余裕を持って使える。教材・教員など一人ひとりに行き渡らせやすい、例えばIT機器や高価な機材でも比較的少ない支出で、全員分の整備が可能である。

異年齢の学習指導を組みやすい。体験的な学習や校外活動を機動的に行うことができる。地域の協力が得られやすい。郷土の教育資源を最大限活かした教育活動が展開しやすい。児童・生徒の家庭の状況、地域の教育環境などが把握しやすいため、保護者や地域と連携した効果的な指導ができるというふうに、文部科学省の答申がきちっと出ておるわけですよ。

その中であつても特にですね、また別に社会性の寛容、多様な考えに触れる機会の確保ということで答申がありましてですね、その中に特認校制度についても、文部科学省はこれを認めているわけですよ。

それから、今日はちょっとインターネットで出しましたけども、愛知県の鳳来町ですね、鳳来町では小学校、鳳来町東小学校では1年生が4人、2年生が1人、3年生が6人、4年生が2人、5年生が5人、6年生が3人なんです。こういうところでもですね、きちっと特認校制度という文科省のですね、指導を受けてですね、充実した教育をやっているわけです。

今、全国どこの市町でもですね、少子化によって避けられない状況がきておりますけども、どこの町でもですね、必死になって就労人口と、それから地場産業の発展について必死になっているわけです。そやけど町長、当町の理事者にとってはですね、人口減がそういうことの努力が私は垣間見れないと思っています。いくつかの質問をしました。林業、農業、漁業について、定式的な答弁があるだけでですね、具体的な死に物狂いになってやるという姿、今まで見えてこない。

当然その結果ですね、子どもの少子化が起こるわけですよ。それで引本の喫茶店なんかで話をしてもですね、奥村君あなたそうおっしゃるけども、働く場がないじゃないかと、高校を出ても、東京の大学へ行っても、じゃあ帰ってくるのに働く場がないじゃないかと。そんなことおまえ言うたって無理だわさと。じゃあ地場産業の引本においては、漁業が漁業者が少なくなって、極端に少なくなってきている。こういう問題を放置しておくから当然のごとく少子化が生まれてくるわけですよ。

だから、教育長も教育関係者にとっては、大変気の毒な問題ではあるけども、やはりですね、この全国でそういう問題を抱えて死に物狂いになって努力して、少子化対策をきちっとやって特認校をきちっと認めてですね、やっている中であって、あまりにも地方選出の引本選出の議員がおりながらですね、私が聞いたのは今年の2月25日やないですか。

それから、死に物狂いになって、昨日の金曜日にも文部科学省のですね、適正規模・適正配置の担当者とかかなり突っ込んだ話をしましたけども、私の考え方は間違っていないと思います。町長に追随してですね、学校を次々と潰すような教育長にはですね、これだけ私は赤羽のためにしてもですね、何も評価されないということです。赤羽の水源地の問題でも、あらゆる努力を私はしてきたじゃないですか。赤羽の皆さん、そうじゃないんですか。なぜ赤羽と同じような特認校を引本にひかないんですか。

以上でありますけども、とても考え方を変えない限りですね、教育長そのものが。私は同意することが引本の住民を裏切ることになると思います。引本の住民のことを考えればですね、これは容易にこの人事をですね、容認することはできないことでもあります。申し訳ない、ありませんけども、以上が私の考えであります。

(「議事進行」と呼ぶ者あり)

## 家崎仁行議長

ちょっと待ってください。

平野隆久君。

### 15番 平野隆久議員

今、先ほどの反対討論の中で、平野議員という呼称が出たんですけども、これにつきましては、元議員とかフルネームで言っていたとか、誤解が生じることもありますんで、そういうことでお願いしたいと思うんですが、議長の見解をお願いします。

### 家崎仁行議長

それじゃあ訂正お願いできますか。その場で、ここへ来て、元平野議員ということで、訂正をお願いします。

### 13番 奥村武生議員

どうもすみませんでした。元平野議員でございます。赤羽出身の元平野議員のことでございます。どうも申し訳ありません。

### 家崎仁行議長

よろしいですか。

次に、原案に賛成討論される方はありませんか。

瀧本攻君。

### 8番 瀧本攻議員

反対討論があったので賛成討論させていただきます。

やはり時代はですね、仏教の用語じゃないですけども、諸行無常という流れていきます。その中であって私は教育長もですね、学校教育課も非常に努力されたと思います。私も管内視察が5月30日にあったのかな。その時に引本へ行きました。私の時は6年生で110名ぐらいやったかな。だから全校生徒がおそらく550人ぐらいおったと思うんですね。それが全体と見てあのとおり10人前後、そしてその引本からですね、相賀の小学校へ通っている方もみえる。そういうことを鑑みる時にですね、これは時代の流れでやはりそれを行政で止めるということはですね、不可能だと思います。

また、費用対効果というのも私は好きやないんですけども、これに至るまでにですね、地域住民の方、学校の先生、生徒、父兄、それとよく相談されてですね、決断されたことだと思うので、この教育長の判断は私は正しいと思いますので、教育長のいわゆる村島赳郎教育長の教育長についての賛同の意を表して、賛成討論とさせていただきます。

以上です。

### 家崎仁行議長

次に、反対討論される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**家崎仁行議長**

次に賛成討論される方はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**家崎仁行議長**

これで討論を終了し採決いたします。

お諮りします。

日程第5 議案第20号 紀北町教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについて、  
原案のとおり同意することに賛成の方は挙手願います。

( 多 数 挙 手 )

**家崎仁行議長**

挙手多数です。

したがって、本案は原案のとおり同意することに決定しました。

村島教育長の入場を許可いたします。

(村島尠郎教育長 入場)

**家崎仁行議長**

ただいま、教育長の任命同意議案が可決されました。

教育長の任命について、議会が同意した時は議会の申し合わせにより、本会議において挨拶することとなっております。

ここで少し時間をいただき、村島教育長のご挨拶をいただきたいと思いますので、発言を許可いたします。

村島教育長。

**村島尠郎教育長**

この度、私の再任に対しましてご同意をいただき、ありがとうございます。再び職務の重さに身の引き締まる思いでございます。学校教育においては、この紀北の地で義務教育を受ける子どもたち一人ひとりが、自ら考え行動する自立した個人として、変化が激しいこれらの社会をたくましく生き抜いていく基礎になる力を育成するべく、引き続き学校教育の充実・推進に取り組んでまいりたいと考えております。

また、生涯教育では町民の皆様の誰もが健康で生涯を通して集い、学び、楽しめるようその振興に努めてまいりたいと考えております。今後ともご指導とご鞭撻を賜りますよう

よろしく願いをいたします。

### 家崎仁行議長

村島教育長におかれましては、教育長の職務について、これからもよろしくお願い申し上げます。

---

## 日程第6

### 家崎仁行議長

それでは、議事を進めます。

次に、日程第6 議案第21号 紀北町農業委員会委員の任命につき認定農業者等が委員の過半数を占めることを要しない場合の同意を求めることについてを議題といたします。

本件については人事案件ではありませんが、議案第22号から議案第35号までの人事案件の審議に必要な議案でありますので、会議規則第39条第3項の規定により、委員会への付託を省略し、本会議での審議といたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

### 家崎仁行議長

異議なしと認めます。

したがって、日程第6 議案第21号については、委員会付託を省略し本会議での審議とすることに決定しました。

それでは、まず提案者から提案理由の説明を求めます。

尾上町長。

### 尾上壽一町長

先ほどの議案第20号につきましては、ご同意をいただきまして、誠にありがとうございました。

引き続きまして、議案第21号の提案理由について、ご説明を申し上げます。

議案第21号 紀北町農業委員会委員の任命につき認定農業者等が委員の過半数を占めることを要しない場合の同意を求めることについてであります。紀北町農業委員会委員の任命にあたって、紀北町内の認定農業者の数が紀北町農業委員会委員の定数の8倍を下回る場合、委員の少なくとも4分の1の認定農業者等又はこれらに準ずる者とする事について、議会

の同意を求めるものでございます。

以上、議案第21号につきましては、提案理由をご説明申し上げましたが、詳細につきましては、担当課に説明をいたさせます。なにとぞ慎重審議の上、ご可決賜われますようよろしくお願いを申し上げます。

### **家崎仁行議長**

次に、内容説明を求めます。

上野農林水産課長。

### **上野和彦農林水産課長**

皆さんおはようございます。

それでは、議案第21号 紀北町農業委員会委員の任命につき認定農業者等が委員の過半数を占めることを要しない場合の同意を求めることについて、ご説明申し上げます。

議案書の3ページをお願いいたします。

議案第21号 紀北町農業委員会委員の任命につき認定農業者等が委員の過半数を占めることを要しない場合の同意を求めることについて

農業委員会等に関する法律施行規則（昭和26年農林省令第23号）第2条第2号の規定により、紀北町農業委員会委員に占める認定農業者等又はこれらに準ずる者を少なくとも4分の1としたいので、議会の同意を求める。

平成30年6月5日提出

紀北町長 尾上壽一

### **提案理由**

紀北町内の認定農業者の数が紀北町農業委員会委員の定数の8倍を下回る場合、委員の少なくとも4分の1を認定農業者等又はこれらに準ずる者とするについては、議会の同意を得る必要があるためでございます。

本議案でございますが、平成28年4月1日に施行された改正農業委員会法により、本年6月30日をもって任期満了となる農業委員会委員につきまして、去る4月11日から5月10日までの期間で、農業委員14名の募集を行いました。

その結果といたしまして、一般からの応募が12名、団体等からの推薦が2名の合計14名の応募がございました。

この候補者の方々について、法第8条第1項の規定により議会の同意を得て、町長が農業委員に任命することになりますが、法第8条第5項では、認定農業者等、またはこれらに準

じる者が委員の過半数を占めなければならないとなっております。

ただし、農林水産省令に基づき、その区域内の認定農業者の方が少ない場合において、農業委員の定数の8倍を下回る場合、紀北町の場合では112名を下回る場合になりますが、この場合には、例外措置として、議会の同意を得て、認定農業者等の割合を少なくとも4分の1以上に引き下げることができるとなっております。

この場合、必要な認定農業者等の人数は、4名以上となります。

紀北町の認定農業者は現在21名であります。今回の14名の農業委員候補者のうち、認定農業者につきましては5名であり、過半数を満たしていないため議会の同意をお願いするものでございます。

説明につきましては以上でございます。よろしくお願ひいたします。

### **家崎仁行議長**

以上で、議案の提案理由並びに内容説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑される方はありませんか。

近澤チヅル君。

### **9番 近澤チヅル議員**

今、詳しく説明をいただいたんですけども、農業委員の決める選考方法が変わってから初めてのことなので、少しお伺いします。

基本的なことでは申し訳ないんですけども、農業委員会の認定農業者というのは、いろいろな計画を持っているとか、少し概念はわかるんですけども、正式にはどういう基準で農業認定者とされるのかお伺いします。

そして準ずることができるともありますが、準ずることに対する規定はどうなのか、お伺いします。

### **家崎仁行議長**

上野農林水産課長。

### **上野和彦農林水産課長**

ただいまのご質問にお答えいたします。

認定農業者についてのその基準というものはございません。応募いただいた方の中にですね、認定農業者の方がいるかいないかということでございます。

等というのはですね、認定農業者をされていた方が辞められた場合、そういう方も含むと

ということで、等ということが入っております。

あと認定農業者とはですね、先ほど議員が言われたようにですね、経営改善計画を提出されてですね、その経営改善計画について認定を受けた方ですね、その改善計画に基づき農業の事業をしていく上で、借入とかですね、そういうもののメリットを受けることができる者ということでございます。

以上でございます。

#### **家崎仁行議長**

近澤チヅル君。

#### **9番 近澤チヅル議員**

認定いろいろ計画に沿ってされた方って、だいたいの概念はわかったんですけど、もう一つ私、それに準ずる者というのは、どういう基準なのかというのもお伺いしたんですが、そのほうのお答えがなかったのかなと思います。どうでしょうか。

#### **家崎仁行議長**

上野課長。

#### **上野和彦農林水産課長**

等というのは先ほど話をさせていただきましたように、認定農業者をしていた方で辞められた方等でございます。

#### **家崎仁行議長**

近澤チヅル君。

#### **9番 近澤チヅル議員**

今、認定農業者等という説明があったんですが、それが準ずる者と同等なのでしょうか、準ずる者の基準をお聞きしたんですけども。

#### **家崎仁行議長**

上野課長。

#### **上野和彦農林水産課長**

準ずる者というのは、辞められた方ということでございまして、認定農業者等というのはですね、その資格に国のほうが認める資格を有している者を等ということで、含んでいるということでございます。以上でございます。

#### **家崎仁行議長**

他にございませんか。

これで質疑を終了します。

続いて討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**家崎仁行議長**

次に、原案に賛成討論される方はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**家崎仁行議長**

これで討論を終了し採決いたします。

お諮りします。

日程第6 議案第21号については、原案のとおり同意することに賛成の方は挙手願います。

( 全 員 挙 手 )

**家崎仁行議長**

挙手全員です。

したがって、本案は原案のとおり同意することに決定しました。

---

**日程第7～日程第18**

**家崎仁行議長**

お諮りします。

日程第7 議案第22号から日程第18 議案第33号までの12件については、同種の人事案件であるため、一括議題といたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**家崎仁行議長**

異議なしと認めます。

したがって、日程第7 議案第22号から日程第18 議案第33号までの12件については一括議題とすることに決定しました。

なお、討論及び採決は一議案ずつ行いますので、よろしく願います。

お諮りします。

日程第7 議案第22号から日程第18 議案第33号までの12件については、人事案件であるため会議規則第39条第3項の規定により委員会への付託を省略し、本会議での審議といたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

### 家崎仁行議長

異議なしと認めます。

したがって、日程第7 議案第22号から日程第18 議案第33号までの12件については、委員会への付託を省略し、本会議で審議することに決定しました。

まず、日程第7 議案第22号から日程第18 議案第33号までの12件について、一括して提案理由の説明を求めます

尾上町長。

### 尾上壽一町長

それでは、先ほどの議案第21号につきましては、ご同意をいただきまして、ありがとうございました。

引き続きまして、人事案件、議案第22号から議案第33号の提案理由について、ご説明をさせていただきます。

議案第22号から議案第33号 紀北町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについてでございますが、紀北町農業委員会委員が本年6月30日をもって任期満了となることに伴い、農業に関する識見等を有する同委員を任命いたしたく、議会の同意を求めるものでございます。

議案第22号 中里27番地 松永孝氏、議案第23号 馬瀬854番地5 谷口武久氏、  
議案第24号 河内120番地 藤原固氏、議案第25号 大原354番地2 村島成幸氏、  
議案第26号 道瀬104番地9 堀内貴正氏、議案第27号 便ノ山302番地11 上村克利氏、  
議案第28号 十須411番地 田中安裕氏、議案第29号 上里209番地 疇地啓恵氏、  
議案第30号 島原710番地 谷温夫氏、議案第31号 小山浦517番地 川端孝博氏、  
議案第32号 東長島2635番地 世古雅則氏、議案第33号 相賀2093番地1 中村高則氏。

以上、12名の方につきましては、紀北町農業委員会委員候補者選考委員会の審査におきまして、農業委員会委員として適任であると評価されておりまして、紀北町の農業の発展においてご活躍いただける方々にあると考えております。

なお、議案第22号 松永孝氏から議案第26号 堀内貴正氏までの5名につきましては、認

定農業者でございまして、農業委員会等に関する法律及び同法施行令規則の規定による、認定農業者の占める割合は、紀北町農業委員会委員の4分の1を超えております。

人事案件、議案第22号から議案第33号については、以上12件であります。

ご審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

### **家崎仁行議長**

以上で、提案理由の説明を終わります。

次に、日程第7 議案第22号 紀北町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについてから日程第18 議案第33号 紀北町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについてまでを一括して質疑を行います。

なお、質疑は一括して1人3回以内といたします。

質疑される方はありませんか。

近澤チヅル君。

### **9番 近澤チヅル議員**

議案第21号の説明のところで、14人募集して12人の方が応募があり、2名が推薦されたというお話でした。初めての任命委員の変更の後のことですので、先ほども言いましたが、農業委員会の候補者選考委員会を開いて、またその規則に沿って選任されたと思いますが、詳しく説明をいただきたいと思います。

### **家崎仁行議長**

上野農林水産課長。

### **上野和彦農林水産課長**

農業委員会の委員につきましては、14名を募集しまして14名ということで、枠を超えていないんですが、その方々がですね、農業委員として適正かどうかということですね、この選定委員会のほうでですね、判断を、適格性を見ていただいたということで、それを受けて今回の議案として計上させていただいております。

以上です。

### **家崎仁行議長**

近澤チヅル君。

### **9番 近澤チヅル議員**

農業委員会の選考委員会の規定もございしますが、3月23日に告示された新しいあれですので、この機会ですので、どういう方がこの委員なのか、いつ開かれた、何回開かれたのかお

伺いたします。

**家崎仁行議長**

上野課長。

**上野和彦農林水産課長**

委員につきましては、副町長、総務課長、会計管理者、農林水産課長の4名でございます。これ開催につきましてはですね、文書による持ち回りの決裁で対処させていただいております。以上でございます。

**家崎仁行議長**

近澤チヅル君。

**9番 近澤チヅル議員**

今の説明ですと、会議を開いたことだけでなく、事務局のほうから提案されて文書で承認いただいて、判を押していただいた、そういうことなのでしょうか。

**家崎仁行議長**

上野課長。

**上野和彦農林水産課長**

選考委員会につきましてはですね、定数を超えた場合に開くということになっておりまして、ただ町長のほうはですね、特別に必要な場合にはですね、委員の意見を求めることができるという規定になっておりますので、今回につきましてはですね、町長のほうから特に会議を開いてということではなく、適格性についてですね、文書で回覧をさせていただいて判断をいただいております。以上でございます。

**家崎仁行議長**

もう3回、超えたんですけど。

他にございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**家崎仁行議長**

これで質疑を終了します。

続いて討論、採決に入りますが、1議案ずつ行います。

**家崎仁行議長**

日程第7 議案第22号 紀北町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて、討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**家崎仁行議長**

次に、原案に賛成討論される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**家崎仁行議長**

これで討論を終了し採決いたします。

お諮りします。

日程第7 議案第22号 紀北町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて、  
原案のとおり同意することに賛成の方は挙手願います。

( 全 員 挙 手 )

**家崎仁行議長**

挙手全員です。

したがって、本案は原案のとおり同意することに決定しました。

**家崎仁行議長**

次に、日程第8 議案第23号 紀北町農業委員会委員の任命につき同意を求めることにつ  
いて、討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**家崎仁行議長**

次に、原案に賛成討論される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**家崎仁行議長**

これで討論を終了し採決いたします。

お諮りします。

日程第8 議案第23号 紀北町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて、  
原案のとおり同意することに賛成の方は挙手願います。

( 全 員 挙 手 )

**家崎仁行議長**

挙手全員です。

したがって、本案は原案のとおり同意することに決定しました。

**家崎仁行議長**

次に、日程第9 議案第24号 紀北町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて、討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**家崎仁行議長**

次に、原案に賛成討論される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**家崎仁行議長**

これで討論を終了し採決いたします。

お諮りします。

日程第9 議案第24号 紀北町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて、原案のとおり同意することに賛成の方は挙手願います。

( 全 員 挙 手 )

**家崎仁行議長**

挙手全員です。

したがって、本案は原案のとおり同意することに決定しました。

**家崎仁行議長**

次に、日程第10 議案第25号 紀北町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて、討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**家崎仁行議長**

次に、原案に賛成討論される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**家崎仁行議長**

これで討論を終了し採決いたします。

お諮りします。

日程第10 議案第25号 紀北町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて、

原案のとおり同意することに賛成の方は挙手願います。

( 全 員 挙 手 )

**家崎仁行議長**

挙手全員です。

したがって、本案は原案のとおり同意することに決定しました。

**家崎仁行議長**

次に、日程第11 議案第26号 紀北町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて、討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はありませんか。

(「な し」と呼ぶ者あり)

**家崎仁行議長**

次に、原案に賛成討論される方はありませんか。

(「な し」と呼ぶ者あり)

**家崎仁行議長**

これで討論を終了し採決いたします。

お諮りします。

日程第11 議案第26号 紀北町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて、原案のとおり同意することに賛成の方は挙手願います。

( 全 員 挙 手 )

**家崎仁行議長**

挙手全員です。

したがって、本案は原案のとおり同意することに決定しました。

**家崎仁行議長**

次に、日程第12 議案第27号 紀北町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて、討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はありませんか。

(「な し」と呼ぶ者あり)

**家崎仁行議長**

次に、原案に賛成討論される方はありませんか。

(「な し」と呼ぶ者あり)

**家崎仁行議長**

これで討論を終了し採決いたします。

お諮りします。

日程第12 議案第27号 紀北町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて、  
原案のとおり同意することに賛成の方は挙手願います。

( 全 員 挙 手 )

**家崎仁行議長**

挙手全員です。

したがって、本案は原案のとおり同意することに決定しました。

**家崎仁行議長**

次に、日程第13 議案第28号 紀北町農業委員会委員の任命につき同意を求めることにつ  
いて、討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はありますか。

(「な し」と呼ぶ者あり)

**家崎仁行議長**

次に、原案に賛成討論される方はありますか。

(「な し」と呼ぶ者あり)

**家崎仁行議長**

これで討論を終了し採決いたします。

お諮りします。

日程第13 議案第28号 紀北町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて、  
原案のとおり同意することに賛成の方は挙手願います。

( 全 員 挙 手 )

**家崎仁行議長**

挙手全員です。

したがって、本案は原案のとおり同意することに決定しました。

**家崎仁行議長**

次に、日程第14 議案第29号 紀北町農業委員会委員の任命につき同意を求めることにつ  
いて、討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**家崎仁行議長**

次に、原案に賛成討論される方はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**家崎仁行議長**

これで討論を終了し採決いたします。

お諮りします。

日程第14 議案第29号 紀北町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて、  
原案のとおり同意することに賛成の方は挙手願います。

( 全 員 挙 手 )

**家崎仁行議長**

挙手全員です。

したがって、本案は原案のとおり同意することに決定しました。

**家崎仁行議長**

次に、日程第15 議案第30号 紀北町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて、討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**家崎仁行議長**

次に、原案に賛成討論される方はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**家崎仁行議長**

これで討論を終了し採決いたします。

お諮りします。

日程第15 議案第30号 紀北町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて、  
原案のとおり同意することに賛成の方は挙手願います。

( 全 員 挙 手 )

**家崎仁行議長**

挙手全員です。

したがって、本案は原案のとおり同意することに決定しました。

**家崎仁行議長**

次に、日程第16 議案第31号 紀北町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて、討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**家崎仁行議長**

次に、原案に賛成討論される方はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**家崎仁行議長**

これで討論を終了し採決いたします。

お諮りします。

日程第16 議案第31号 紀北町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて、原案のとおり同意することに賛成の方は挙手願います。

( 全 員 挙 手 )

**家崎仁行議長**

挙手全員です。

したがって、本案は原案のとおり同意することに決定しました。

**家崎仁行議長**

次に、日程第17 議案第32号 紀北町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて、討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**家崎仁行議長**

次に、原案に賛成討論される方はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**家崎仁行議長**

これで討論を終了し採決いたします。

お諮りします。

日程第17 議案第32号 紀北町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて、原案のとおり同意することに賛成の方は挙手願います。

( 全 員 挙 手 )

**家崎仁行議長**

挙手全員です。

したがって、本案は原案のとおり同意することに決定しました。

**家崎仁行議長**

次に、日程第18 議案第33号 紀北町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて、討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はありませんか。

(「な し」と呼ぶ者あり)

**家崎仁行議長**

次に、原案に賛成討論される方はありませんか。

(「な し」と呼ぶ者あり)

**家崎仁行議長**

これで討論を終了し採決いたします。

お諮りします。

日程第18 議案第33号 紀北町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて、原案のとおり同意することに賛成の方は挙手願います。

( 全 員 挙 手 )

**家崎仁行議長**

挙手全員です。

したがって、本案は原案のとおり同意することに決定しました。

---

**日程第 19**

**家崎仁行議長**

次に、日程第19 議案第34号 紀北町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについてを議題といたします。

お諮りします。

本件については人事案件であるため、会議規則第39条第3項の規定により、委員会への付

託を省略し、本会議での審議といたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

### 家崎仁行議長

異議なしと認めます。

したがって、本件は委員会への付託を省略し、本会議で審議することに決定しました。

次に、本件については、地方自治法第117条の規定により除斥の対象となりますので、入江康仁君の退場を求めます。

(入江康仁議員 退場)

### 家崎仁行議長

それでは、提案者から提案理由の説明を求めます。

尾上町長。

### 尾上壽一町長

先ほどの人事案件、議案第22号から議案第33号の12件につきましては、ご同意をいただきまして、誠にありがとうございました。

引き続きまして、議案第34号の提案理由について、ご説明を申し上げます。

議案第34号 紀北町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについてでございますが、紀北町農業委員会委員が、本年6月30日をもって任期満了となることに伴いまして、農業に関する識見等を有し、農業委員会の所掌に属する事項に関し利害関係を有しない、東長島2706番地11 入江康仁氏を任命いたしたく、議会の同意を求めるものであります。

なお、入江康仁氏につきましても、紀北町農業委員候補者選考委員会の審査におきまして、農業委員会委員として適任であると評価されております。

議案第34号につきましては、以上でございます。

ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

### 家崎仁行議長

以上で提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

### 家崎仁行議長

これで質疑を終了します。

続いて討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**家崎仁行議長**

次に、原案に賛成討論される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**家崎仁行議長**

これで討論を終了し採決いたします。

お諮りします。

日程第19 議案第34号 紀北町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて、  
原案のとおり同意することに賛成の方は挙手願います。

( 多数挙手 )

**家崎仁行議長**

挙手多数です。

したがって、本案は原案のとおり同意することに決定しました。

入江康仁君の除斥を解きます。

(入江康仁議員 入場)

---

**日程第 20**

**家崎仁行議長**

次に、日程第20 議案第35号 紀北町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについてを議題といたします。

お諮りします。

本件についても人事案件であるため、会議規則第39条第3項の規定により、委員会への付託を省略し、本会議での審議といたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**家崎仁行議長**

異議なしと認めます。

したがって、本件については委員会への付託を省略し、本会議での審議することに決定しました。

次に、本件については、地方自治法第117条の規定により除斥の対象となりますので、太田哲生君の退場を求めます。

(太田哲生議員 退場)

### **家崎仁行議長**

それでは、提案者から提案理由の説明を求めます。

尾上町長。

### **尾上壽一町長**

先ほどの議案第34号につきましては、ご同意をいただきまして、誠にありがとうございます。

引き続きまして、議案第35号の提案理由について、ご説明を申し上げます。

議案第35号 紀北町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについてであります。紀北町農業委員会委員が、本年6月30日をもって任期満了となることに伴い、農業に関する識見等を有し、農業委員会の所掌に属する事項に関し利害関係を有しない、相賀296番地 太田哲生氏を任命いたしたく、議会の同意を求めるものであります。

なお、太田哲生氏につきましても、紀北町農業委員候補者選考委員会の審査におきまして、農業委員会委員として適任であると評価されております。

議案第35号につきましては、以上でございます。

ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

### **家崎仁行議長**

以上で提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

### **家崎仁行議長**

これで質疑を終了します。

続いて討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**家崎仁行議長**

次に、原案に賛成討論される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**家崎仁行議長**

これで討論を終了し採決いたします。

お諮りします。

日程第20 議案第35号 紀北町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて、  
原案のとおり同意することに賛成の方は挙手願います。

( 全 員 挙 手 )

**家崎仁行議長**

挙手全員です。

したがって、本案は原案のとおり同意することに決定しました。

太田哲生君の除斥を解きます。

(太田哲生議員 入場)

---

**家崎仁行議長**

ここで、10時55分まで休憩といたします。

(午前 10時 37分)

---

**家崎仁行議長**

休憩前に引き続き、会議を開きます。

(午前 10時 55分)

---

**日程第21**

**家崎仁行議長**

次に、日程第21 議案第36号 「自然と共生の町」宣言についてを議題といたします。

お諮りします。

紀北町の宣言については、先例では、本会議で審議しておりますことから、本件につきましても、会議規則第39条第3項の規定により、委員会の付託を省略し、本会議での審議といたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

### **家崎仁行議長**

異議なしと認めます。

したがって、本件については、委員会への付託を省略し、本会議で審議することに決定しました。

それでは、提案者から提案理由の説明を求めます。

尾上町長。

### **尾上壽一町長**

先ほどの議案第35号につきましては、ご同意をいただきまして、誠にありがとうございます。

引き続きまして、議案第36号の提案理由について、ご説明を申し上げます。

議案第36号 「自然と共生の町」宣言についてであります。豊かな自然を尊び、自然と調和のとれた生活を子々孫々に継承するためには、町、住民、事業者が、自然の景観と環境が生活と密接なものであることを深く認識し、自然・環境を守るため「自然と共生の町」宣言をいたしたく、議会の議決を求めるものであります。

以上、議案第36号につきまして、提案理由をご説明申し上げましたが、詳細につきましては、担当課に説明をいたさせます。なにとぞ慎重審議の上、ご可決賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

### **家崎仁行議長**

次に、内容説明を求めます。

玉本環境管理課長。

### **玉本真也環境管理課長**

上程いたしました議案について、ご説明いたします。

議案書32ページをご覧ください。

議案第36号 「自然と共生の町」宣言について、別紙のとおり「自然と共生の町」宣言をするにあたり議会の議決を求める。

平成30年6月5日提出

紀北町長 尾上壽一

#### 提案理由

豊かな自然を尊び、自然と調和のとれた生活の子々孫々に継承するためでございます。

次の33ページが宣言文であります。

#### 「自然と共生の町」宣言

紀北町は、世界遺産の熊野古道をはじめ、四季を彩る大台山系の山々、清らかな水、海の恵みをもたらす熊野灘があり、自然豊かなまちである。

この自然と人の営みが、歴史をつづり生活と文化を育んできた。

しかしながら、経済活動や物質的な豊かさが優先されると、水質汚濁、大気汚染、土壌汚染などの環境破壊により、自然と調和のとれた生活が失われる。

町、住民、事業者は、自然の景観と環境が生活と密接なものであると深く認識し、自然・環境を守るため、ここに「自然と共生の町」を宣言する。

- 一 自然・環境問題に一体となって取り組みます。
- 一 豊かな自然を尊び、親しみ、未来につながる活動を行います。
- 一 自然を守り、健康で豊かな生活を築きます。

であります。本宣言につきましては、環境に影響を及ぼす恐れがある事業活動のほか、環境問題に関する様々なご心配の声や、対応を求めるとご要望等が住民の皆様からあがってきております。

環境を守り町民の不安解消に資する条例等の整備のほか、環境関係施策を展開していくことが必須であります。まず第1段階として、全町民が環境全般に関わる施策の規範となる理念を持ち、次に条例や規則、その方針に基づく事務事業を制度整備していく段階的な進め方が必要と判断し、町、事業者、住民が一丸となって環境を守っていく宣言を提案させていただきました。

なお宣言の表現につきましては、将来の環境変化に対応できるよう、できるだけ汎用性のある簡潔な表現とし、先の議会全員協議会で既にお示しした宣言案に対しての議員の皆さまのご意見、さらには、住民の皆さま等からのパブリックコメントのご意見を踏まえ、再検証のうえ一部修正し、最終案として作成し提案をさせていただいております。

主な変更点であります。議員及びパブリックコメントで「水質汚濁、大気汚染、土壌汚染」のほか「騒音や悪臭などの表記の追加を」とのご意見がありましたので、「土壌汚染な

ど」のあとに「環境破壊」という表現を加え、多くの環境破壊を包括しているという印象が濃くなる表現に変更しました。

町としましては、この宣言を理念とし、環境問題に関わる条例制定及び諸施策を展開していきたいと考えておりますので、ご可決を賜りますようお願いいたします。

#### **家崎仁行議長**

以上で、議案の提案理由並びに内容説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑される方はありませんか。

岡村哲雄君。

#### **1番 岡村哲雄議員**

失礼します。

今、担当課長からいろいろ説明がございましたけれども、実はですね、私これこの間いただきまして、あれとちょっと思いました。と言いますのは前に私、一般質問やっていますし全員協議会でも話しています。私どもの意見がですね、反映されておるのかなとちょっと疑義を感じました。例えばですね、海山広報に載っていますけれども、私が質問した内容ですね、町長がこうやっています。

#### **家崎仁行議長**

岡村議員、広報きほくじゃないんですか。

#### **1番 岡村哲雄議員**

広報きほくです、ごめんなさい。

回答に対してですね、パブリックコメントや議員の意見などを踏まえて、4月中に最終案を決定し、その後、議会に提案し議決いただきたいと。この反映の部分につきまして、ちょっと疑義がございます。私が言いましたのはですね、滞在者といいますか訪問者、そういった人に対することもちょっと加えていただきたいとこういう話をしました。これが入っておりません。

ですので、今のこの状態ですと、私はこの環境宣言ですか、いわゆる「自然と共生の町」宣言、基本的には賛成でございます。方向は賛成でございますけれども、この状態のままですと、ちょっと賛成しかねるなという考えを持っています。

1つ質問ですけども、パブリックコメントですけども何件あって、もしその時の様式がわかればですね、説明願いたいんですけども、どういった様式のやつが何件やったかって、わかればで結構です。何件かまずお願いします。

#### **家崎仁行議長**

玉本環境管理課長。

#### **玉本真也環境管理課長**

パブリックコメントの内容ですが、2名の方から5種類の意見をいただいております。

#### **家崎仁行議長**

尾上町長、いいですか。

#### **尾上壽一町長**

議員ご指摘のですね、観光客、滞在者のお話でございます。あの時はですね、全員協議会でもお答えさせていただきましたように、この宣言自体が紀北町全体に網がかかっていますんで、町、住民、事業者がですね、しっかりと守っていくよということで、もちろんこちらへ来た人たちは、町の環境宣言、後に条例をつくるにしてもですね、そういったものも紀北町に滞在する人すべてという意味合いをですね、持たしてある宣言、紀北町全部にかかりますんで、そういう意味で全協でもさせていただいたんで、そういう意味合いで現状のままとさせていただきます。

#### **家崎仁行議長**

岡村哲雄君。

#### **1番 岡村哲雄議員**

じゃあですね、今の話は趣旨はわかりました。じゃあパブリックコメントについてお聞きしますが、パブリックコメントは何のために取るかということと、パブリックコメントはですね、誰がどのように検討されて結論を出すのか。この2点についてお聞きしたいです。以上です。

#### **家崎仁行議長**

玉本課長。

#### **玉本真也環境管理課長**

パブリックコメントにつきましては、利害関係者の方から広く意見を集めて、それが現在行おうという町の施策について何らかの影響を与えないか。またどういった修正が必要であ

るのかといったこと、意見をまとめて、それが相応の合理的な意見であれば、それに対して答えていくというものであります。

**家崎仁行議長**

岡村哲雄君。

**1番 岡村哲雄議員**

趣旨は聞きました。どういった組織が、誰が回答できるのかと、以上でございます。

**家崎仁行議長**

答弁漏れで、玉本課長。

**玉本真也環境管理課長**

申し訳ありません。答弁漏れでした。集めた意見につきましては、担当課と理事者で内容について精査をして、どうするかといったことを協議した中で決定してまいりました。

**家崎仁行議長**

よろしいですか。

ほかにございませんか。

瀧本攻君。

**8番 瀧本攻議員**

これ非常に難しい問題だと思いますね。今、再生土と自然土が入っています。私もちょっと見ましたんですけども、先ほどの課長の説明の中に条例を制定するというをおっしゃられました。これ条例をつくるということは大変なことです。極端に言えば罰則規定も設けないかん。それから法令の範囲内でつくらなあかん。俗にいう上位条例ですね。そういうことを踏まえて町長は国との関係もあると思うんですけど、県とも。その辺のアプローチを試みえるんか、それともいつ頃までに条例をつくるのかということに対して、お答えできるのであればお答えいただきたいと思います。

**家崎仁行議長**

尾上町長。

**尾上壽一町長**

条例につきましてはですね、今、検討しております。宣言がまずあって、条例をつくっていきたいということなんですが、先ほど申し上げたように、やっぱり法令とのですね、兼ね合いが大変整合性がですね、大変難しいものとなっております。現実には裁判等がたくさん

起こされております。そういった裁判事例も含め弁護士ともですね、今、相談中でございます。

そして弁護士のお答えの中でも大変法の縛り、運営の仕方が悪ければ訴えられ裁判で負ける可能性もあると、そういうお話もいただいておりますので、まずは宣言で町民全体の意識をつくってですね、その中で条例というのはほとんど、先ほどもちょっとお話があった、制限条例ですよね。だから制限条例については慎重な議論をした上で、ご提案させていただくことになろうかと思えます。

### **家崎仁行議長**

よろしいですか。

他にございませんか。

玉津充君。

### **12番 玉津充議員**

3つ質疑します。1つは環境問題でですね、当町が今、直面している課題はですね、町外から持ち込まれる物やレジャーを目的に訪れる人のマナーであると思えます。この宣言ではそのことへの対応が読み取れません。ただ町長は先ほど説明をしておりました、まず町内で宣言をしてというお話だったんですが、私はこの宣言の中にそのことも盛り込んだほうがいいんじゃないかなというふうに思っておりますが、もう一度どう認識しているのかお聞きします。

それから、2つ目にはですね、この宣言が採択されました後、どのように広報というか、このあれですね、町、住民、事業者にどのように広報していくのか、タイムスケジュールなんかも決まっておりましたらお願いしたいと思えます。

それから、3つ目は環境宣言はスローガンでありまして、環境施策の第一歩であると思うんですが、町長の言われる防災に例えれば第1ステージだと思うわけです。次のステップにつきましては、条例の話が先ほど出てきましたし、課長からもお話があったんですが、そのですね、難しい面はあると思うんですが、タイムスケジュール的にどのように考えておられるのか、次のステップのことですね。その3点をお聞きします。

### **家崎仁行議長**

尾上町長。

### **尾上壽一町長**

宣言の話で、まず1点目、環境問題と町外からのマナー、ごみとかですね、そういったものを持ち込まれるということ。これはですね、まずは我々の中では会議を横断的に今までも持っているんですが、実はですね、今までは銚子川魅力アップグループというグループ会議の中でやっていたんですが、先だってこの宣言をする、それから今まで去年の29年の状況も見ましてですね、銚子川環境保全魅力アップグループということで、環境に力を入れていきたいということでやっております。

そういったことでやっておりますのでどのように広報していくかというのは、これは当初予算でも少し予算化をさせていただいております。速やかに啓発を強化していきたいんですが、広報紙、ホームページ、行政放送、報道機関などをですね、お願いして広報していくということでございますし、町内2箇所大きな看板を設置するというので、ご予算を認めていただいております。

またそれからですね、町内4箇所に横断幕、これもご予算として当初予算で認めていただいているところがございますが、こういうものを繰り返し、まずは地元の人、住民、事業者がですね、環境宣言に基づいた行動を行っていただきたいと、それが思いですのでそれをどんどん広めていきたいなと思います。

それと環境宣言が第一歩なんだろうと、どういうことだと今後どうやっていくかということとは、今、申し上げたようにですね、庁内ではですね、庁舎内ではそういった銚子川環境保全魅力アップ、環境保全を十分守った後そのあげくやっていきたいという話なんです、それと別にですね、三重地域共創塾というものを我々は産学官、三重大の副学長とそれから民間の方と我々の若手職員がですね、一緒に入ってこれからの銚子川をどうやっていくのか。銚子川に限定なんです、この塾は、そういったものが結局その考え方、環境宣言、そこで塾で学んだことが町全体の自然、それから環境問題に取り組む基礎となっていくのではないかと考えておりますので、まず宣言をして皆さんに意識を持っていただいて、その次にそれを啓発して、その次にじゃあどういう対策、どういうことをやらなきゃいけない、どういう条例も必要なのかということをやっていくというのが次のステップだと考えております。

#### **家崎仁行議長**

尾上町長。

#### **尾上壽一町長**

すいません。答弁漏れでございます。

タイムスケジュールでございますが、残土等ですね、今までご意見いただいているのは、今までお答えしたように環境宣言をしっかりと、町、住民、事業者がしっかりと意識を持っていただいて、それから先ほど前者議員にお答えしたように弁護士、それから町、それから今の裁判事例そういったものも十分調べた上ですね、できれば今年度中にでもですね、やっていきたいなど、できる条例はですね、そのように考えております。

**家崎仁行議長**

玉津充君。

**12番 玉津充議員**

タイムスケジュールの話なんですが、今の町内に看板だとか横断幕だとかという広報を行って行く手段を町長述べられておるんですが、これもですね、もうやるのであれば早くやらないと、もう夏場には効果をだしたいぐらいやもんで、年度内という考え方では遅いんじゃないかなと思うんで、早急にやっていつ頃かかれるものか答えられればお願いをいたします。

それから、次のステップの条例等については今年度中にやれるように努力するというふう  
に受け止めてよろしいんですか、もう一度確認します。

**家崎仁行議長**

尾上町長。

**尾上壽一町長**

これはですね、速やかに啓発していきたいということで、この6月じゃなしに宣言に合  
わして予算化するのではなしに、3月定例会でこの啓発を頭に入れた上で予算化をさせてい  
だいております。もう1点は、条例等については今年度中にやれるようにする予定でおりま  
す。

**家崎仁行議長**

よろしいですか。

ほかにございませんか。

原隆伸君。

**3番 原隆伸議員**

議案第36号の「自然と共生の町」宣言について質問いたします。

1番として自然・環境問題と一体となって取り組みますとなっておりますけども、どうい  
う取り組みを考えているんですか。それからもう1つは豊かな自然を尊び、親しみ、未来につ  
ながる活動を行いますって、この活動っていうのはどういうことを念頭に置いているのか。

それから、もう1つ自然を守り、健康で豊かな生活を築きますと書いてあるけど、この豊かな生活というのはどういう意味なのか、ちょっとご説明願いたいと思います。

**家崎仁行議長**

玉本課長。

**玉本真也環境管理課長**

宣言中の指針の3つの点についての具体的な取り組みをとということですが、現在これ提案させていただいているのは、今後進めていく施策にあたっての基本理念です。今後展開していくものになりますので、あくまで自然環境問題、今後起こりうる現在起こっている将来起こってくる、それらの問題になって一体となって取り組んでいきたいという意味と、またそれらが、環境影響が未来の方々に影響が脅かさないようにしていくためのあらゆる活動をしていきたいという意思をこちらのほうに表しているというものであります。

最後の豊かな生活を築きますということですが、それをすることによって子々孫々に残っていった町の環境というものが、やがて豊かな生活を維持しているという格好になるのではないかなというふうに考えてございます。以上です。

**家崎仁行議長**

課長、2番目抜けました。活動を行います。

**玉本真也環境管理課長**

活動を行いますというのは具体的なものというのは教育関係であったりしますし、実際に町が事務事業を行う上で環境を守るようなものであったりという、そういったありとあらゆるものを想定してございます。以上です。

**家崎仁行議長**

原隆伸君。

**3番 原隆伸議員**

今、環境課長からお聞きしたことを念頭にちょっと考えますと、今、当町は環境宣言という形でここから条例に発展させていきたいというようなことでございますけれども、他市町なんかではよく基本条例をつくって、そこから条例に発展させていっているところがあります。どうしても宣言だけでは問題点の解決にですね、先ほど言われたこの活動とか取り組みとか、子々孫々への保障というものはですね、なかなか困難であると。そういう意味から条例をつくることは必至であろうと、必須であろうと思います。

その中でよく裁判問題とかいろいろと言われているから問題があると、ちょっとへっぴり腰な部分がございますけれども、現実的にはあっちこちでやられてますんで、そういうものを参照しながらですね、実行性ある、この宣言が実行性あるものとして動き出せるように働きかけていただきたいと、それについての考え方をちょっとお聞きします。

#### **家崎仁行議長**

尾上町長。

#### **尾上壽一町長**

先ほど課長のほうから説明をいたさせました。全町民すべてがですね、一体となって環境全般にかかる施策の規範になる理念を持っていただきたい。これがこの宣言の基本的な趣旨でございます。それで議員がおっしゃるように条例や規則その方針に基づくですね、我々の事務事業そういったものもこの宣言に基づく考えでやっていきたいと思いますが、へっぴり腰といって時間がかかっているよっていう意味もよくわかります。

ただですね、こうやって調べている間にもいろいろなところで裁判が起きているのも事実でございます。あるところではこの9月に判決が出るとか、そういう話もお聞きしているところがございます。我々としては先ほど前者議員もおっしゃったように、その法と条例との整合性がですね、大変難しい状況でこういったタイムスケジュールになってしまっていることでございます。

それと最初に申し上げたように宣言をすることによって、町民全体もう町も事業者も町民も全てがその紀北町へ来たらこういう宣言のある町なんですよと感じていただいてやっていく。それがまずあって、その意識があって制限条例ですよ、条例というのはどちらかという制限をかけますんで、そういう意識もないうちに私は条例で制限ばかりかけていってもどうかと考えておりますんで、まずはみんなで議員の皆さんも我々も町民の皆さんも意識を持ってもらうことが大事だという思いがありますので、この宣言を6月定例会で提案させていただいたんで、できれば皆さんですね、全会一致でご可決いただきたいという思いでいっぱいでございます。

#### **家崎仁行議長**

原隆伸君。

#### **3番 原隆伸議員**

最後に問題が起こる可能性があるといろいろと言っていますけれども、であるならば1つたたき台をつくってみてですね、ここをこういうふうにすれば問題があると。ここをこういう

ふうにしなければ問題が起こる可能性が強いとか、1つたたき台をつくってみたら今みたいな町長の発言というのはなくなると思うんですよね。何もせずに言いよるだけの感じがしてなりません。そこら辺を弁護士さんとよく考えて、弁護士の判断がですね、おかしいなと思ったら弁護士さんを変えるなり、そこまで考えて対応する必要があると思うんで、よろしくをお願いします。

#### **家崎仁行議長**

尾上町長。

#### **尾上壽一町長**

たたき台はいくつもケースをつくっております。そして各市町の環境条例、それから残土条例をですね、表をつくっていろいろ比べてどこが制限かかるのか、どこが法律との整合性が必要なのかそれをやっております。ただ今そういう議論を庁舎内でやっておりますんで、今そういう過程のものは出しにくいので、いずれ議会の皆さんにもご説明させていただきますが、そういう事例につきましては全国の事例、それから我々がつくったたたき台、今それらを検討中でございます。ごめんなさい、弁護士にもそれを持って相談させていただいております。

#### **家崎仁行議長**

ほかございませんか。奥村仁君。

#### **5番 奥村仁議員**

1点です。宣言ってことなんで細かいことは入れてはないということで、今後条例として制定していく時にいろいろ考えられていくものだと思うんですけども、1点お聞きすると、自然の景観というふうな部分で活字になっているところなんです。景観というと今、実際には何を言われておるんかという土砂が運ばれるというところのことから始まったことなんで、土砂のことの景観を中心に考えられているのかなと思うんですけども、当町も含めていろんなところでソーラーパネルなんですけども、当町で大規模な山の斜面をごっそりソーラーパネルが設置されるというふうな状況はまだ見受けられないんですけども、ああいうものに関してもかなり景観という部分ではいかがなものかというところもあると思うんですけども、この中にそういうものに対しても考えられて、反対に入ってしまったのかという部分なんです。それを1点お聞きしたいと思います。

#### **家崎仁行議長**

尾上町長。

## 尾上壽一町長

もちろんですね、パネル、風力発電、そういったものもございます。そういった中でガイドラインもですね、されております。そういった意味では国が推奨しているような太陽光発電になりますんで、その法律との整合性がですね、大変難しいのがその危険性とかやっぱり景観これはですね、それを駄目だということだけではないと思うんです。だから業者の方にご相談させていただいたり危険じゃないですかと、そういう話をさせていただいたりすることも行政として必要なことだと思いますんで、ただ一概にパネルをつくったから風力発電をつくったからといってですね、法律とのやっぱりそこで整合性も出てきますんで、そういったものも注視しながら、また地元の住民の皆さんの意見も踏まえながらご意見等を申し述べていくとそのような形になろうかと思えます。

## 家崎仁行議長

奥村仁君。

### 5番 奥村仁議員

町長おっしゃられるとおりでソーラーにしても何にしても設置することのメリットというのも町側にもいろいろあると思うんで、景観が悪くなるから駄目とかっていう極端な形になってしまわないようにというのもあると思います。ただあまり大規模すぎてこれは確かにまずいかなというぐらいのものを、ある程度この宣言で抑えるところも必要かなと思うんで、それを踏まえて条例制定というところでは、いろいろ考えていくべきなんかなと思うんで、宣言に関しては僕はいいと思いますんで、これで質問を終わります。

## 家崎仁行議長

ほかございませんか。

近澤チヅル君。

### 9番 近澤チヅル議員

3点お伺いします。先ほどパブリックコメントが行われ2名の方から5種類の意見があったとお答えがありました。5種類の少し数が多いのではないのでどういう意見だったのか披露願いたいと思います。

そして2点目といたしましては、行政報告会でもですね、私この宣言するのに反対の立場ではないんですけども、行政報告の中でもこの宣言をしても基本条例のほうが先じゃないかという意見がたくさんありました。行政報告の後この意見に対しても町のほうでどのような協議を行われたのかどうかお伺いします。

そして3点目といたしまして、先ほどから条例は本年度中につくる検討している少しは具体的には先ほどの前者議員の答弁の中で出てきましたけれども、せめてもう半年以上前から検討で弁護士に国のってそういう部分なんかは変わっておりませんので、本当に検討しているのか日にちを公表していただきたいと思います。どこでこういうことをこの半年間検討されていたのかをお願いします。

#### **家崎仁行議長**

尾上町長。

#### **尾上壽一町長**

全体論だけ先にお話させていただきます。後は課長のほうから答弁いたさせます。

パブコメ等については課長のほうからさせていただきますが、報告会で条例の話も出ました。その時でもですね、議会も今もお話させていただいて規制条例という形なんで、まずは意識をしっかり持っていただくことが大事だし、そういう意識がなしにあれ駄目これ駄目ばかりというのはおかしいと思うんです。

だから私は先ほどから説明したのはそういう趣旨でございます。

それから具体的にということなんですが、今、本当にいっぱいありまして町としての考え方を出せない部分があります。それから先ほどから何度も申し上げるように難しいです、確かに。それでいろいろなところでも負けている事例もございます。残土条例だけじゃなしにですよ、他の条例でやっているのがあるんで、そういうところで今こうこれだという話まで最終的にもっていくのに今、悩んでいるのが事実でございますので、我々といたしましてはこういうことをクリアしながら議員の皆さん、条例ですので提案ということになりますんで、まずただちにあげるといってはなしに、そういうものも相談させていただいて議決を願うという形式になるんじゃないかなと思っております。

#### **家崎仁行議長**

玉本課長。

#### **玉本真也環境管理課長**

ではパブリックコメントの内容を簡単にですが、まず1つ目として宣言中に町、住民、事業者というところがあると思うんですが、これを紀北町に集う私たちはと書いてはどうかというご意見と、あと宣言中に次世代に豊かな自然を残すことを明記するよというご意見、あとまたこれも宣言中なんですが、これまでの歴史が示すよという文言を加えて、人が過ちを犯すことを鮮明にしてはどうかといった趣旨のご意見、あと騒音・悪臭を加えるよ

にというご意見、あと山林等の無秩序の破壊なども加えるようにという、以上5点でございました。

#### **家崎仁行議長**

近澤チヅル君。

#### **9番 近澤チヅル議員**

パブリックコメントの内容は皆さんこの「自然と共生の町」をよりよく、宣言をより良くしたいという前向きな意見だったというのはよくわかりました。そのことも反映されてこの文章だと理解しました。

行政報告の2点目といたしましてですね、行政報告で皆さんの意見があつて検討の会を持たれたのかどうか私は先ほどお尋ねしたと思うのですが、そここのところが欠けていたのではないかと思います。

そして3点目、いろいろいろんなことをやっているんだというんでしたら、せめて日付、何月何日にはこういうこと、内容は私、話せないということですのでかまわないと思うのですが、そうでないとなんか町長はいつも同じことを言っているな、半年ぐらい同じことを言つとる町民はそういう理解している方がたくさんいると思いますので、もしわかれば記録が残っていれば残っていると思いますけれど、何月何日にはこれに関する会議を開いている、そこまでお話をしたいと思います。

#### **家崎仁行議長**

尾上町長。

#### **尾上壽一町長**

この問題は何月何日とかそういうレベルじゃなしに常にやっておりますんで、そういう会議としてもって日付がどこまで担当課が書いてあるかわかりませんが、常に町長室に入ってきて副町長とか担当、それからグループ会議的なものはですね、何月何日とあると思うんですが、もちろん行政報告会で出た意見もですね、我々はそのレベルで聞いた話は副町長や私や担当課レベルなんですけれども、そういうもんも話しています。それで条例が先か宣言が先とか今申し上げたような理由でございますので、そういうのも常に検討していますし、そういう行政報告会のものは文書としてこういう意見があつたよと、そういうことを他のことも含めてですね、それを担当課へ振り分けてですね、その結果、町としてどうするかということ担当しています。

それで残土条例とかそういう問題は常に今、テーブルに置いたままなんで、ですから何月

何日ってグループ会議を開いたというのは、おそらくどこまで記録をとっているかわかりませんがいつもです。こういう事例があったよ弁護士とこへ行ったよというのをやっていますんで、そのところはそういうことをご理解いただきたいと思います。

あとはよろしい、なんかあった。

#### **家崎仁行議長**

いいですか、答弁漏れいいですか。

#### **家崎仁行議長**

玉本課長。

#### **玉本真也環境管理課長**

何月何日ということではなくて今までの経緯から申し上げますと、昨年のですね、5月に紀北町長が水道水源保護審議会の関係で規制対象事業としました。その時に審議会のほうから環境にかかる施策をとるという提案がありましたので、その時点でありとあらゆる条例、宣言に限らず検討するようにと指示をさせていただいております。

その後7月にですね、既に今のような理念を置いて今後政策をしていくという基本的な構造はその時点で固まりまして、その都度協議をしている段階であります。以上です。

#### **家崎仁行議長**

近澤チヅル君。

#### **9番 近澤チヅル議員**

先ほどの5月に審議会の去年の話ですね。5月、7月というのはですね、今年に入ってからそういうはっきり言えるような会議はなかったのかどうかというのをお聞きしたいのと。記録は残っている部分もあると思いますので、もし出していただけたらこの議会の後でも数日遅れてもいただきたいなという思いです。

もう1つ町長はですね、町民の皆さんに理念を持っていただきたいこの宣言をしてというお話がありました。上里の残土条例、残土の請願とかそういう時のときではですね、町民の、海山の場合でしたけれども、7割、8割、9割そういう方が署名を提出しております。理念は十分住民は持っていると思うのですけれども、そこは町長と見解が違うのかと思いますけれども、もう理念を持っていただきたいというのが既に私は住民は持っていると理解しておりますが、町長は何処を持って理念を持っていただきたいとおっしゃるのかお伺いします。

#### **家崎仁行議長**

尾上町長。

## 尾上壽一町長

予定ですね、記載のあるものはまた提出させていただきますけど、もうはっきり理念はと私からするとまだまだです。そう思います。1つごみをポイッと捨てることもそうなんです。たばこの吸殻をポイッと捨てることもそうなんです。別に大きな問題ばかりじゃなしに、この環境というものをそういったものをですね、しっかりと意識もっていただくのにまだまだこれからです。ですから銚子川もああいったごみも出るんです。だからそういったものも本来ごみは持ち帰りなんです。それでもどうしてもなくて今ごみの収集もさせていただいておりますが、まだまだこれからこの宣言を基に我々としては自然環境にしっかりとした啓発していきながら全体一体となって、そういう意識を啓発すべきやと、そして実践していただくのが大事やと思っております。

## 家崎仁行議長

ほかにございませんか。

東清剛君。

## 14番 東清剛議員

今まで聞いておまして、まったく町長のおっしゃるとおりで皆さん理念を持ってそれぞれ町民の皆さんが高い理念を持ってればこういう問題は起こらんわけですよ。もう1つは条例の制定みな急ぎますけども、これはやっぱり慎重にやらんと紀北町、特に紀伊長島町の場合は20年越しでどっかから皆さん忘れずにご存知だと思えますけども苦労していますよ。訴訟になる可能性がずいぶんあっちこちで流行っています出ています。その辺は相当慎重にやっていただかないと、私も訴えられておるんですよ。訴訟物の額が2,300円とか聞いた、これ大変なんですよ、司法の場へ行くと。大変な少なくとも紀北町の場合、弁護士費用だけでも約1億円かかっています。総額で3億円ぐらいになつとるのかな。そのほかにやっぱり職員の皆さんが相当苦労されている。今も相当苦労されながらこの宣言、条例についてどのように進めようかというのを検討されとるのはよくわかります。

それでもう1つ、ただこれは、この理念を持って皆さん、町民の皆さん、特に業者の皆さんがマナーのいいことをやっていただいたらいいんですよ。それでもう1つはやっぱり個人の財産ですから規制をかけるのが大変難しい、有効利用するというためには。ですからなっとも先ほど言われたようにポイ捨ても違反になるよって話になってくる。ごみ1つ草を刈れよという話になってくると大変なことですから、相当慎重に構えていただきたい。

それでただ情報が入った場合どっか特に農業委員会はまだいいんですよ、申請が出てくるから、土地変えるに関しては。林地の場合は1万㎡で林地開発でますけども、それ以外は伐採届けだけで済むわけです。どのように確保しようと、やっぱり有効利用しようと思うと、やっぱり土地の造成とかいろいろ必要になってくるわけですわな。そういう中での規制ですから相当慎重にやっていただきたい。

それで今後やっぱり情報が入れば適切に事業者なり、事業者といっても地主ですよ多分出てくるのは申請が出てくるのが、その人に対してのやっぱり指導を町だけじゃ難しいので県なりと相当やっていただきたいと思います。それでたまたまケース外ですけども、荷坂峠の件もね、だいたいの格好が見えてきましたけど、また今後いろいろとあると思いますのでその辺は適切な指導をお願いするようにいたしたいと思います。ですから皆さん急がれますけどやっぱり慎重になってやっていただきたいと思います、いかがですか。

#### **家崎仁行議長**

尾上町長。

#### **尾上壽一町長**

あまり個別なことを発言できないと思うんですが、現実にはそういう意識、売られる方、事業をされる方、それからその周辺に住まれる方、そういった皆さんのですね、まさにそれぞれの思い、経済、そういったものもある中でですね、我々は廃掃法や水質汚濁、そういった林地開発ですね、森林法、そういったものもある中で事業が進んでいる中で、ですからそこでの整合性が大変難しいなと思うんで、そこで時間を要しているのが議員おっしゃるとおりの理由でございます。

我々としてはいろいろなものには事業者も住民も町も県もですね、県の届けはほとんど県のほうに多いんで、そういったものもしっかりとチェック体制ができる。そういうふうな形でチェック体制でまた法的な整合性がとれるのかどうか。そういった部分をですね、重点的にいま考えたりもしているところでございます。

#### **家崎仁行議長**

瀧本攻君。

#### **8番 瀧本攻議員**

先ほどの東清剛議員の中にね、3億とおっしゃったんですね。20年来のあれ1億8,000万円強なんですね。それは訂正しとかんと町民はわかりません。8,000万円弱が損害賠償ですからね。

## 家崎仁行議長

ちょっと執行部に確認させてもらいます。

水道課長、答弁できますか、後で。

上野水道課長。

## 上野隆志水道課長

すいません。今、手元にあるのがですね、訴訟費用の決算調書がございまして、そちらのほうですね、平成8年から平成28年までの決算額を積み上げた数値につきましては、1億8,675万2,523円となっております。以上です。

## 家崎仁行議長

よろしいですか。

東清剛君。

## 14番 東清剛議員

私ね、今のは実際の決算額の話であって、私が言っているのはいろいろと職員の皆さんが苦勞されたとかいろんなことが入ってないわけですよ、これは。それも含めれば相当なものでそれで精神的な負担が大きかったというのがまずあるわけですよ。20年間やっぱり皆さん苦勞されたわけですよ、やっぱりそれは。ただ今、決算額の話でしたら訂正させていただきます、決算額として1億8,000万円であるということで訂正します。

続きまして先ほど町長が言われたように、少なくとも慎重に検討して、本当に司法の場にかかないようなものにしないと大変だということで、それをよく承知の上、条例を制定していただきたい。その前にやっぱりあれですよ、業者さんとの話し合いをいかにうまくやっていくかという規制の対象物でないにしても、やっぱり行政指導的なことはおのずとできると思うんですね。その辺での話し合いを十分進めていただきたいと思います。知らない間にいろいろなところ埋まっていたという話じゃなしに、そうするとやっぱり職員の皆さんもやっぱり町内に対しての監視の目をみな持っていたかんといかんわけですよ。そこら辺がやっぱり大事なことだと思います。ということで町長よろしく願いいたします。

## 家崎仁行議長

答弁いいですか。

中津畑正量君。

## 16番 中津畑正量議員

前者も何回か言われておりますけれど、この宣言をすることによってですね、条例もとい

うような話も出ましたけども、実際にはですね、いろんな問題が出てくると思います。しかしこの紀北町として先ほどから言うところの建設残土の問題にしても、相当危機感を持っています。たくさんの方が持っています。いろんなところであるということで、しかも今度はメガの太陽光の問題についても、これもメガでなくても既に法的にはなんにも止めることができない。そうしたら隣近所の地権者と近くに家もつとる3軒4軒あっても、それをつくるという格好になりかねない。またそういうことを計画される、実際にされるところもあります。

そういう点でですね、そういう問題をやっぱりこの小さな問題でも重いんです、みんな。重いんですけど、こういう問題はまちづくりのためにもソーラーがあっちゃこっちゃに小さいやつでも住家の近くに建てられたら本当に困るなという声も聞かされております。また残土についてもこれはやっぱり大変な危険な状態やと、家の近くであんなに高く盛ったというようなことも聞いております。そういう面ですね、どれを早くせないかんとというようなこともあろうかと思いますが、検討する時には、そこら辺は十分配慮して取り上げていかななくてはならないとは思いますが、町長の考えをお聞きします。

#### **家崎仁行議長**

尾上町長。

#### **尾上壽一町長**

まさにそれが宣言だと思います。事業をする方も周りに住む住民の方もいろいろな方もいらっしゃると思います。土地を売られる方もいらっしゃると思います。そういう中で自然と共生の町という意識を持っていただいてですね、それぞれが個人の財産であり個人の行動という部分で、町としてどこまで制限をかけるかということは大変難しい問題でございますので、この宣言をもってみんなその意識をもってやっていただきたいなと思うところでございまして、この宣言でございます。

#### **家崎仁行議長**

よろしいですか。

ほかにございませんか。

大西瑞香君。

#### **2番 大西瑞香議員**

1点お聞きします。町内の住民に対してこの宣言を伝えるというお話はあったんですが、こういう意識を持って紀北町は取り組んでいるということ、町外の方にもメッセージとし

て伝えていく必要があるんじゃないかと思うんですが、その点に関してホームページに載せる以外に何か考えていることはありますか、お答えください。

#### **家崎仁行議長**

尾上町長。

#### **尾上壽一町長**

まずは紀北町ってこういう町なんですよということを、一番今広く伝えられているのはホームページかなと思います。そしてまた目的、例えばですね、例えばですよ、銚子川いまごみありますよね。そういったものも訪れる人がクリックすれば、やっぱりそういったものがリンクはれるようにすればですね、そういうリンクでこの河川ではこういうゾーニングされているんだとか、ごみに対してこう考えているんだなというものがわかるようにすれば、訪れる皆さんにもですね、この環境宣言からすればおそらく今の方は訪れるところはまだインターネットで調べるといいますんで、そういったことも踏まえてですね、発信できる方法はないかということで今それも含めて検討中でございます。

#### **家崎仁行議長**

大西瑞香君。

#### **2番 大西瑞香議員**

今、町長が言われたように、これからどんどん取り組んでいただきたいと思います。本当にNHK、報道等でも本当に銚子川、またラジオ等でも結構銚子川のことを聞かれている方のお話を聞きますので、本当に外に向けてのこういう宣言の発信は是非していただきたいと思います。以上です。

#### **家崎仁行議長**

ほかにございませんか。

谷節夫君。

#### **4番 谷節夫議員**

まずこの環境宣言は私は町長がおっしゃるように第一歩だと思っております。ですけど、前者議員も申し上げましたけど、町とももちろん紀北町の住民の大きな裁判を体験しております。そんな中で確かに町長がおっしゃるように漏れのないよう、そんな裁判が起こらないような完全な条例をつくるということが一番大切じゃないかと思っております。

そんな中で私は遅かったというたら遅かったんですけど、この間ある地域から要望書も出ているように、今、前者議員も言われたように目の前に解決しなければいけない問題が、防

災という大きなものを抱えております。その辺を前向きに町長は皆さんのスタッフの机の上にはいっぱいその条例の取り寄せたものもある、いろんなことを今説明してもらいました。もちろん全協の時にも環境宣言をする資料をですね、みんなで集めて勉強しているということの説明をいただいて、すごいなと思っております。

やっぱり私はそんな中で環境宣言をした、そして町長は条例にも前向きなご意見を言ってくれた。その時に現在起こっている問題をどうやって解決してくんかということも1つ問題になろうかと思えます。だから環境宣言をただでこれは解決せんじやないかと。じゃあ今までそういう裁判問題でやっぱり遡及適応であるとか、これが遡及になるじやないとか、あるいは狙い打ちじやないかというようなそういう裁判の中でね、いろいろ行われたわけですね。ですから今度条例をつくるこの盛土の問題でも、やっぱりいうたら町民がものすごく不安を覚えて条例をつくってなんとか止めてほしいって、みんな言っているわけですね。それで町長もご存知のように島勝の海水浴場とか、あるいは孫太郎の海水浴場にあれば瀬戸内海かどっかから持ってきた海に入れた砂利がですね、比重が軽い、地元の砂であるより比重が軽くて、岩の穴やとか石の穴へそれが詰まってですね、それで伊勢海老やとか貝類が本当にいなくなったという一時そういう話も漁師の方やあるいは維持する方からいろんな話を聞いているわけなんですよ。

話があっちこっちいくと駄目なんです、町長、そのとこの調整ですか、早くして1日も早く町民が安心して安全で暮らせるような宣言と条例をつくってほしい、こう願っております。その辺お答えください。

### **家崎仁行議長**

尾上町長。

### **尾上壽一町長**

いろいろなことをですね、この宣言に基づいて施策を行っていくと先ほど課長も説明させていただいたんで、まったくそのとおりでございます。ですからいろいろなそういう問題に対してはどうやっていくのか、自然を守るのにどうするのか、例えば今回島勝の磯焼けの問題もですね、新たな三重大学の方と先生方とSEA藻の方たちとやったりとかですね、自然を守り資源を育てる、そういうこともいろいろやっていくのは、やはりこの宣言をすることによってそこに重きを置いてやるんだよという、先ほどから何度もいいます町、住民、行政こういうことも踏まえてですね、ありますんで、我々としては一生懸命そのところはやっていきたいなと思えますし、その問題に対しても個々の問題に対して、1つひとつ事情が違い

ますよね。それらに対応しながらですね、やっていかなければいけないということで、それぞれの対応の仕方をやっていますし、例えば赤羽の今、濁度等によってですね、例えば今までの生物が住んでいたところが住めなくなったり、じゃあ何するよ、築磯をこっちへするよ、伊勢海老用の町単のじゃかごのやつをですね、入れたりとかですね、そういったものを意識することによって、住民の方も意識していただくことによって、その環境をですね、自然を守っていききたいなというそれをみんなに知っていただきたいのが宣言でございますので、ご理解いただきたいと思います。

#### **家崎仁行議長**

谷節夫君。

#### **4番 谷節夫議員**

先ほども物も人も紀北町へどんどん入り込んできています。それで特に紀北町は夏場になるとやっぱり海水浴とか川遊びとかっていっぱい入ってきているわけですね。ですからなんていうか、川は銚子川ばかりじゃなくて、船津川も赤羽川も大きな川が何本か紀北町にはあるわけなんです。それで赤羽川もやっぱり汚してはいけないというところに、経済効果を発するために20万羽の鶏舎もできた。これは現実なんですよ。

ですからその現実をどういうふうにして町民が理解して、やっぱり経済効果あるいは環境を守って、環境によって経済効果を生むという大きな役割を果たさないかと思うんです。ですからその辺をですね、本当に慎重に踏まえてできるものは後々にならんと、町長も無投票で3期目になった、力を込めてですね、この環境を守りソーラーの問題もある、今日きたら何もなかった、ひと月後に紀北町に来たらソーラーがいっぱいあって、自然が壊されておる。いろんな問題が今起こっているわけなんです。ですからしっかりとその宣言をした後にですね、やっぱり条例づくりをきっちりと進めていただきたいと思っています。以上です。

#### **家崎仁行議長**

尾上町長。

#### **尾上壽一町長**

行政はですね、常に二律背反、いつも言っておりますけどバランスをとっていかなければいけません。経済と環境、福祉と税、価格と利便っていうんですか、そういったもの。それらをどうバランスをとって町の運営をしていくか。それで皆さんもそのバランスから考えていただかなければいけない。トレードオフの話もよくします。そういうものをどちらかへ偏ればどちらかの意見ばかりです。ただ我々は球体としてみてその中心となるのはどこか

ということを探りながら、そして議員の皆さんや私ども行政がどこにバランスの重きをおくか、こちら側に置くかこちら側に置くか中心に置くか、そういうものを取捨選択して考えてやるのが、我々の仕事だと思っておりますので、今おっしゃるように経済と環境というのは1つのアンバランスな部分がございます。二律背反のところがございますので、そういったものを調整しなければいけないという大きな課題もございます。

### 家崎仁行議長

よろしいですか。

入江康仁君。

### 10番 入江康仁議員

ちょっといろいろ皆さんの意見を聞かせていただいたんですけど、「自然と共生の町」宣言はですね、私はただ単に町内の中での自然と環境を守ってのこの言葉どおりに宣言していただいたらいいんじゃないかと。しかし、皆さんの意見を聞いていると、これを規制するためにいろんな事業を規制するための条例の先駆けの宣言であるならば、私はこれは納得できないし賛成できないですよ。

先ほど町長も言ったようにやはり行政そのものは中立な立場にのって、事業者また町民のバランスの上のいうたら調停人としての立場が行政なんですよね。その中で先ほど瀧本議員も言われたように残土に関しても、県が許認可、事業に対しての許可、そのようなことはみな県が条例をつくって規制もしている。今回、上里の問題もそうだったけど最終的な大きな問題は、県は地元の町との話をきちんとしたかと許可おろす前に、それをやってなかったら町の同意をもらってこな許可を下ろせないよと、ここに1つの大きなネックがあって事業者も事業から撤退したのも事実ですよ。

そして当町には水道水源保護条例、これは良いにしろ悪いにしろ1つあるから。これが上里の水源地の上に事業所がやるというたことに1つに審議会も開催できた。そのいろいろな規制に関してはやはり1つの法律、これは法律、県条例、市町村条例が、これ集まってあるわけですから、先ほど言われたように法を上回る法、条例を上回る条例はできないというようにこれは基本の法体制です。それを厳しく守っておるのが今の日本じゃないでしょうか。

そして今、これ規制ありきで宣言をするならば、この紀北町はこれから企業として企業誘致だ、働くところがないと言われた方もあるけど、みなできないですよ、これ。企業も第一にそういう規制を持っている市町村の企業誘致なんて絶対のらないです。そこも全体的にみんなな考えやなあかんと思う。

それと自然と我々は以前ね、私 20 年ぐらい前かな、一回討論したことあった町外のひと。その本当に言うことはきれいな言葉ですよ。もっと環境を守ってもらわなあかん、こうだああだと言って、いろんな議論になった。その時に私は言ったんですよ。あなたたちはここへ来てレジャーで来て環境だ自然だというけども、私たちはこの中で住んで生活しているんだと。生活するのは第一歩なんだと、できるようにするのは第一歩なんだと。環境は私は後だということも言ったこともある。

しかし今、環境問題も騒がれている、時代も流れてきますから、私のその当時の答弁は間違いもあったかもわからんし正しかったかもわからん。私はまだ結果だしてない。だからこの条例は私は今、先にこの宣言、素直な気持ちでこの文言をして先ほどから言われておる町民の意識を高めることが私は第一やと思う。規制を目的にしたような条例を制定を前提にした、この宣言だったら私は反対します。きれいな形の中で町長にああだこうだと言うても町長も困ります。

町長は事業者も町民であり町民の生活やとる、みなそこでこうだという本当に中立の立場にして判断せないかん。だからそれをするからこそ今の日本の経済もやっていかれるんです。このいろいろな大きな問題の処理、原子力、原発にしるそうですよ。この建設廃土にしる、この紀北町でもあったでしょう、荷坂のあの田山のとこの出たところの自然の中でもそういうような物質がいっぱい入るとるんですよ。

だからお宅らもわかるようにあの田山の第一トンネル入るところの左側に処理している施設があるはずですよ。それも駄目これも駄目そんならその処理はどこへいくんだと、他府県だ他市町村にやってもらったらいいいんだ。我が町だけいいんだと、そういうような勝手なこととは許されませんよ。

だから私はこの宣言そのもののこれ純真に捉えて、宣言をして町民の意識を持っていただくと、そっから始まったらいいいじゃないですか。そっからはいろいろな問題点が出てきたら、またみんなで話し合っって、条例そんなら条例つくらんならんな、というような状況がきたらその時にみんなで話し合ったらいいじゃないですか。条例、規制を前提につくるような宣言は私は紀北町のマイナスになる、マイナスになるかといったってプラスになる面は1つありません。私はそう思いますけど町長どうですか。町長はどういう考えでこの宣言を、私は今まだ奥の中まで入ってですね、審議する状況じゃないと思います。これはこの文面、今、環境課も一生懸命素案をつくってやったことに素直に、この先のことを考えなくて素直に受け止めて、この宣言には賛成したいと思いますが、町長どうですか、私のあれが間違ったと

こがあったら指摘してください。

**家崎仁行議長**

尾上町長。

**尾上壽一町長**

貴重なご意見をありがとうございます。基本的にはこの思いをみんなで共有したいという話でございますので、この思いをですね、みんなで共有していきたい。それから先ほどもバランスの問題を言いました。法に認められたバランスというのもあるんですよね。だから、法と条例ともこれもバランスがございます。そういうことも踏まえて我々としては判断しなきゃいけないし、許可、不許可もしなきゃいけない部分も出てきますし、県も同じこと国も同じことだと思いますんで、そういったものも十分考えながらですね、私はこれを素直に本当にみんなで自然環境を守ってこうよという思いで、今日、上程させていただいておりますので、先ほどから何度も申し上げますように、できれば全会一致でご可決いただきたいとこのように思っております。

**家崎仁行議長**

ほかございませんか。

これで質疑を終了します。

玉津充君。

**12番 玉津充議員**

修正動議を出したいと思います。

(「動議に賛成」と呼ぶ者あり)

**家崎仁行議長**

ただいま玉津充君から修正案を提出したいとの動議が提出されました。

この動議は1人以上の賛成者がありますので成立しました。

---

**家崎仁行議長**

ここで暫時休憩いたします。

時間はちょっとまだ未定です。暫時休憩ということで。

(午後 0時 03分)

---

**家崎仁行議長**

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

(午後 1時 14分)

---

**家崎仁行議長**

本件に対しては、玉津充君ほか1名からお手元に配布しました、修正の動議が提出されております。

したがって、これを本案と合わせて議題とし、提出者の説明を求めます。

提出者 玉津充君。

**12番 玉津充議員**

議案第36号 「自然と共生の町」宣言について関するに修正案でございますが、お手元に配布しましたとおり、赤文字で書いた宣言の3項目目、健康と安全という言葉を付け足すことと、1項を追加し、当町に関わる町外事業者や集う人々にも同様の認識を求めますということ修正案として提出をいたしました。

それで、その理由なんです、皆さんの質疑の中にも出ておりましたが、私としては環境問題で当町が直面している課題は、町外から持ち込まれるものであって、レジャーを目的に訪れる人たちであると思います。この原案の3項目の中では、この宣言の中ではですね、そのことが読み取れません。町長質疑の中で、そういうものですね、加味されておるという答弁だったんですが、この文章を見る限り、読み取れないものですから、先ほど申しましたように修正をお願いするものであります。

議員の皆様、よろしく討議をお願いします。以上です。

**家崎仁行議長**

これより修正案に対する質疑を行います。

質疑される方はありませんか。

よろしいですか。

入江康仁君。

**10番 入江康仁議員**

今、修正案の中でですね、町外からのごみのね、町外から来た人のごみの処理のことも、ちょっと言及したと思うんですけど、玉津議員に聞きたいのは、そういうような強制をするようなことであれば、我々も町外へ出た時には、我々もそこの地域のところで、ごみをほらんとみな持って帰っていくかという認識を持っての行動せないかんとするんさね。まず私は修正案の中で、町外じゃなくて、この宣言は紀北町の町民に対しての宣言であるから、私は町外まで広げるということは、ちょっと無理があるんじゃないかなと。

先ほども私は質疑の中でも言いましたように、我々はここでごみしたらあかんよ、町外のところでやってくれと、1つの例をあげたように、工事して出て出るごみ、いろんなごみに対して、そんなら紀北町で処理せんと、他町村でやってくれというようなことにもなると思いますよ。

そして、今、言われた玉津議員の主としては、なんですか、あそこの権兵衛の里とかいろんなこのあなたが関わる行事の中でのごみの苦勞あると思います。それを踏まえて言っているんだろうと思うけど、やはりこの宣言はやはり紀北町民に対して、町外の人たちも強制するようなことでもないし、また認識を持ってもらうようなことでもないと思うんで、私は今の執行部で提案させてもらった、あの宣言をみんなで一応可決して、その中で諸問題が出てきた時には、玉津議員が言われたように、1項目増やすなり、まずやってみなければどうい問題が出てくるかわからないところもありますんで、私は今、執行部自身が一生懸命考えた素案に対して、なんですか、可決していくのが主と思いますが、そこのところはどう思いますか、この修正案に対して。

#### **家崎仁行議長**

玉津議員。

#### **12番 玉津充議員**

このですね、今の入江議員の質問なんですけど、私は町内で町民、町内はこういうふうな認識で宣言をしておりますよと。したがって紀北町に来る場合は、あなたたちも同じような認識で生活なり活動なりをしてほしいということのアピールです。だから制限をすとか、せんということじゃなくって、我々の環境宣言をですね、よそから来た人も紀北町の町民はこういう宣言をして環境を守ろうとしとるんだなということの認識をしていただくために、これを1つ追加したほうがいいんじゃないかなということが狙いでありまして。以上です。

#### **家崎仁行議長**

入江康仁君。

## 10番 入江康仁議員

玉津議員ね、ようは認識だったらね、私は今、「自然と共生の町」の今の原文のままのあれで、一応広報なり、立て看板なりいろんなところであると思います。その中でそれを読んで、町外から来た人たちは、こういう重要目標を持ってやっているんだなど、環境目標を持ってやっているんだなどという、それぐらいの認識は確かに必要やと思いますよ。

そやけどもこれ、認識を町外にかかる、当町にかかる町外事業者や集う人々に同様の認識を求めるといことはどのように啓発・啓蒙して伝えていくんか。またその人たち、事業者に関してもしどない伝えて認識してもらうんかということがあるわけですね。

私は事業者、ここまでちょっと最初の宣言にしては、行き過ぎなところもあると思いますけど、認識だったら確かに立て看板、それぐらいで十分じゃないかなと思うんです。それであれば先ほど言われたように、ごみのことも言われたけども、そんなら自分とも町外から来とるのに持ち帰ってもらったたら、我々も外へ行った時は持ち帰ってくるぐらいの認識を持たなならんやんか。

だから、やっぱりそのところもありますんで、これはもうあと次のいったん原文のままの執行部側の提案の原文でやっておいて、後からまたなんかあった時は修正するとか、そういうことでは遅いと思うんですか、どうですか。

## 家崎仁行議長

玉津議員。

## 12番 玉津充議員

今、入江議員が言われたように、この3つの項目を掲げるだけでも随分違うと思うんですわ。そやけど広報する上において、町外から来た人は我々も求められておるんだなど。それでまた看板もそうですし、ホームページ等に載ってもですね、我々も紀北町へ行ったら気をつけやないかんのやなというふうに認識されるんじゃないかというふうに思って、提案させていただきました。以上です。

## 家崎仁行議長

よろしいですか。入江康仁君。

## 10番 入江康仁議員

玉津議員のね、気持ちはわかるんです、お互いにね。それはわかりますんですけど、私はまだ今、先ほど最初に言ったように、これは紀北町民の中で、町民に対しての宣言でござい

ますから、まだ町外の事業者に対しての認識等々の文言を入れるのは、ちょっとまだ早いかなというような認識でございますけど、そこはどうか。

#### **家崎仁行議長**

玉津充君。

#### **12番 玉津充議員**

入江議員の言うこともごもっともでございます。私はもう少し踏み込んで、そこを文書に表現したいというだけなんです。以上です。

#### **家崎仁行議長**

ほかにご覧いませんか。奥村仁君。

#### **5番 奥村仁議員**

玉津議員の言われておることはよくわかって、外から来る人に対しても同じ意識というのを植えたいというところだと思うんですけども、追加した最後の1行なんですけども、当町に関わる町外事業者や集う人にも同様のというところで、これだけちょっと活字だけで判断してしまうと、紀北町に関わりのある町外の例えば県内のどここの市で、事業者がある業者が自分とこの事業所でいろんなことをやる場所でも、同じような認識で活動してくださいというふうにもとれてしまうんじゃないかなというふうにも、ちょっととれてしまうんで、ちょっと考え過ぎなのか、国語力の問題なのかちょっとわからないんですけども、そういうふうにとれてしまっただけは、少しまずいかなというふうにも思うところもあるので、文的にはどうかというふうには思うんですけど、そこら辺どうですかね。

#### **家崎仁行議長**

玉津充君。

#### **12番 玉津充議員**

私もその辺は考えに考えた末で、こういう文書を選ばせてもらいましたんで、それぞれのね、読み方とか書き方によって変わってくると思うんですが、このことを1つアピールしたいというのが私の提案なんで、ご理解願いたいと思います。

#### **家崎仁行議長**

ほかにご覧いませんか。中津畑正量君。

#### **16番 中津畑正量議員**

私はこの共生の町宣言そのものがですね、ここの最後の1つ、2つ、3つあって、その上のなんですけど、自然の環境が生活と密接なものであると。特に、特にとは書いてないですけ

ど、深く認識して自然環境を守るためにうんぬんということで書いてあるので、この追加そのものもだいたいそういうあれにはまってしまわないかという気がします。今、町長の執行部のほうから提案された部分で、十分であって、言わなくてもいいのではないかと私は思うんですが、その代わりと、全然新しいものではないと思うんですが。それに対する答弁、もしあれやったら。

**家崎仁行議長**

玉津議員。

**12番 玉津充議員**

あなたがそう思われるならそうだと思います。私は何も言うことはありません。以上です。

**家崎仁行議長**

ほかにございせんか。

よろしいですか。

以上で質疑を終わります。

これから討論に入りますが、修正案がありますので、順序を申し上げます。

まず原案に賛成者。次に、原案及び修正案、反対者。次に、原案賛成者。次に、修正案賛成者の順で行います。

もう1回、それでは、原案はさっき議案第36号です。「自然と共生の町」宣言について、これが原案ですね。次に修正案のほうは、先ほど玉津議員が言われた修正の分です。

これで原案に最初賛成者ですね。わかりますか、第36号。次に、原案及び修正案、反対者。ここはもうどちらでも反対ということで、討論をしてもらったら結構だと思います。

次に、原案の賛成者、もう一度。賛成者があった場合に、もう一度賛成者を一人ひとり言うわけですから、賛成者。これいつもと同じです。

そして次に、修正案の修正案についての賛成者、順番にいきます今から。

討論ですね。討論やで賛成、反対して、いつもどおり賛成して、また反対者がおったら反対者の討論をこれまでどおり行ってもらいます。

入江議員。

**10番 入江康仁議員**

最初原案に賛成の方がやると。その次は原案と修正に対しての反対。それでまた、原案に対しての賛成討論と。その次に議長が言われたのは、修正案に賛成っていうたんですね。こ

の修正案に対しての反対はないんですか。いやいや、またおった時はいくんでしょう。繰り返すんやな。

#### **家崎仁行議長**

今回は逆になるんですね。いつもはいつもの討論は反対討論からいくんですけど、今回は賛成討論からということです。

#### **10番 入江康仁議員**

わかりました。

#### **家崎仁行議長**

それでは、まず原案にですね、賛成討論される方はありませんか。

よろしいですか。

これで原案に賛成のほうは後ありません。

次に、原案及び修正案に反対、反対ですね、修正案等を含めて反対討論される方はありませんか。

よろしいですか。

以上でもう両方なかったんやね。

最後にね、両方なかったんで、今度は修正案に賛成の討論をされる方はありましたら、奥村武生君。修正案ですね。

#### **13番 奥村武生議員**

いろいろ申し上げれば、町長の提出については極論を言えば遅かった。遅くに資したというふうには私は思います。それでこの修正案、修正案どおり中身そのものについても、曖昧模糊の部分がかかなり多くてですね、いかがなものかという部分があります。そういう中であって、本来はですね、一般廃棄物は一般廃棄物は出たところで処理するのが、法律の趣旨なんですよ。したがって、玉津議員が出した町外業者がということは、当然これは当たり前の、当たり前というんですか、妥当な意見であるというふうに、別に過激でもない妥当な意見であると、モラルそのものであるというふうに私は思いますので、賛成いたします。修正案に賛成であります。以上です。

#### **家崎仁行議長**

岡村哲雄君。反対者ありませんでした、最初。

#### **1番 岡村哲雄議員**

修正案に賛成の立場で討論に参加させていただきたいと思います。

本来ならばですね、昨年ありました水道水源保護条例ではですね、うたえない本来ならばですね、騒音、悪臭についても本当は追加していただきたいという感じは持っておったんですけども、原案で執行部の原案ではですね、水質汚濁、大気汚染、土壌汚染など書いてあります。などに含まれるものとして、騒音、悪臭は含まれるものとして考えたいということでございますので、これでいきたいなと思っております。

それから、2点目ですけども、自然を守る健康で豊かなというところを、安全と変えさせてもらいましたけれども、これは豊かなというのは、どうも経済的な豊さともちょっと関連してきますんで、自然とは安全のほうが自然環境とマッチするだろうということで、健康と安全ということに付けさせていただきました。

それから、3点目ですけども、町外の事業者うんぬんの話ですけども、昨年度の上里土壌汚染の問題ではまさに町外の事業者でございました。私は基本的にはごみ問題は、自分らで出したやつは自分らで処理すると、これが原則だと思います。

ただし観光客も自分らで出したんやで、この場で出したんやで観光客が処理するのが、私は普通だと思っています。だから自分らで出したごみを、よそへ持っていくというのは、僕は反対です。逆に言えばよそで出したやつを、こちらへ持ってくるのも、僕は反対でございます。ということで町外に事業者を入れるのは、私は良いと思います。

私が一番心配していますのは、実はこの環境宣言の後にですね、私は環境基本条例あるいは環境保全条例、残土条例、そういったものに流れていくんじゃないかなと思いますけども、その時にかえて制限になるんじゃないかと。例えば上のほうの原案ではですね、町、事業者、住民の責任って、責務どうのこうのってうんぬんとありますね。それに町外のいわゆる訪問者、そういうのは入っていませんもんで、今度、環境基本条例でそれを入れる時に、かえてこれが制約になってしまうんじゃないかなと、こう思いました。そういうことで、ちょっと弱い項目ですけども、事業者及び集う人と入れていくことになりました。

集う人々の定義もしなければなりません。集う人々というのは実は観光客だけではございません。通勤者あるいは町外の事業者、あるいは紀北町内に土地を持っている人だと思います。先ほどから何度も話がありましたけども、ごみ問題、観光客の銚子川ばかり言いますけども、銚子川だけじゃないんですね。町内の漁港、漁港等における釣り客、あるいはけいちゅうやとか、各海岸、あるいはキャンプ客、そういったところの騒音、あるいは悪臭、そういったものも非常に問題になっています。

そういうことで、環境宣言ですけども、町内に当然アピールするんですけども、町外の人々、訪れる人にもアピールする必要がありますということで、私は責務と書かずにですね、今回、町外の人にも環境を守ることを求めるという程度ですので、この程度だったらの確な表現であろうと思っております。

以上、4点の立場で動議に対して強く賛同いたすものでございます。皆さんどうぞよろしくお願いいたします。以上です。

#### **家崎仁行議長**

ほかに賛成者はございませんか。

以上で討論を終了し、採決いたします。

採決の仕方については、事務局よりもう一度説明をさせます。

脇事務局長。

#### **脇俊明議会事務局長**

ただいまから採決に入るわけですが、まず修正案について採決が行われます。修正案というのは、先ほどの赤い字の部分のみが修正案でございます。修正案が可決されましたら修正案を除く黒い字の部分について、採決が行われます。修正案が否決されましたら、元々の黒字の原案の部分について、採決されます。

以上でございます。

繰り返します。

まず修正案について採決です。修正案がとおりましたら、赤字の部分だけ採決されたこととなりますので、残りの黒字の部分で採決いたします。2回採決いたします。

修正案が否決されましたら、修正案がなかったものとされて、元々の町長が提案いたしました黒字の部分の採決が行われます。

以上でございます。

#### **家崎仁行議長**

よろしいですか。

お諮りします。

本修正案に賛成の方は挙手願います。

( 少数挙手 )

#### **家崎仁行議長**

挙手少数です。

したがって修正案は否決されました。

次に、原案について採決いたします。

お諮りします。

議案第36号については原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

( 多数挙手 )

#### **家崎仁行議長**

挙手多数です。

したがって、議案第36号については原案のとおり可決することに決定しました。

よろしいですか。原案どおりです。

---

#### **日程第22～日程第28**

#### **家崎仁行議長**

よろしいですか。

お諮りします。

日程第22 議案第37号から、日程第28 議案第43号までの7件については、質疑は分割し、一括議題として説明を求めることにいたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ者あり)

#### **家崎仁行議長**

異議なしと認めます。

したがって、議案7件については、質疑は分割し、一括議題して説明を求めることに決定します。

それでは、提案者から一括して提案理由の説明を求めます。

尾上町長。

#### **尾上壽一町長**

先ほどの議案第36号につきましては、ご可決をいただきまして、誠にありがとうございます。ありがとうございました。

引き続きまして、各議案の提案理由及び報告案件について、ご説明を申し上げます。

議案第37号 紀北町税条例等の一部を改正する条例であります。地方税法等が改正されたことに伴い、紀北町税条例等の一部を改正する必要性が生じたため、議会の議決を求めるも

のであります。

議案第38号 紀北町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例であります。放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の改正に伴い、本条例の一部を改正する必要があるため、議会の議決を求めるものであります。

議案第39号 紀北町旅館建築の規制に関する条例の一部を改正する条例であります。旅館業法の改正に伴い、本条例の一部を改正する必要があるため、議会の議決を求めるものであります。

議案第40号 紀北町国民健康保険条例の一部を改正する条例であります。国民健康保険法施行令の改正に伴い、本条例の一部を改正する必要があるため、議会の議決を求めるものであります。

議案第41号 専決処分の承認を求めることについてであります。地方税法の一部を改正する法律が公布されたことに伴い、地方自治法第179条第1項の規定により、紀北町税条例の一部を改正する条例を専決処分したもので、同条第3項の規定により、議会にこれを報告し承認を求めるものであります。

議案第42号 小型動力ポンプ付積載車購入契約の締結についてであります。小型動力ポンプ付積載車の購入契約を締結するにあたり、紀北町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

議案第43号 平成30年度紀北町一般会計補正予算（第1号）であります。歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ2億7,746万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ106億8,733万3,000円といたしたいので、議会の議決を求めるものでございます。

以上、7件の議案につきまして、提案理由をご説明申し上げましたが、詳細につきましては、それぞれ担当課に説明をいたさせます。何とぞ慎重審議のうえ、ご可決賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

#### **家崎仁行議長**

続いて、各議案の内容説明を求めます。

議案第37号についての内容説明を求めます。

上村税務課長。

#### **上村毅税務課長**

それでは、議案第37号について、ご説明させていただきます。

議案書34ページをご覧ください。

議案第37号 紀北町税条例等の一部を改正する条例

紀北町税条例（平成17年紀北町税条例第75号）及び紀北町税条例等の一部を改正する条例（平成27年紀北町税条例第19号）の一部を別紙のとおり改正する

平成30年6月5日提出

紀北町長 尾上壽一

提案理由

地方税法等が改正されたことに伴い、紀北町税条例等の一部を改正する必要性が生じたためでございます。

改正の内容につきまして、説明させていただきます。

今回の主な改正は、たばこ税の見直しや非課税限度額の引き上げ等でございます。

たばこ税につきましては、まず第1として、平成27年度税制改正により講じた旧三級品の製造たばこにかかる税率の経過措置の延長でございます。

第2に、紙巻きたばこの平成30年10月1日から平成33年10月1日まで、3段階に分けて税率の見直しを行うものでございます。

第3として、新たに加熱式たばこの課税区分を設け、平成30年10月1日より平成34年10月1日まで5段階に分けて課税の見直しを実施していくものです。

なお、説明にあたりましては、法令等の引用や条項等の削除による単に条文等の繰り上げ、字句訂正等で改正内容に影響のないものにつきましては、説明を省略させていただく場合がございますので、あらかじめご了承賜りますようお願い申し上げます。

それでは、新旧対照表で説明させていただきます。

48ページをお願いいたします。

中段第24条第1項におきましては、平成33年より障がいの方や寡婦の方の個人住民税の非課税となる合計所得額を125万円から135万円に引き上げるものでございます。

続きまして、51ページから52ページをお願いいたします。

51ページ下段、第48条第10項から、52ページ上段、第12項までは国内法人のうち資本金が1億円以上の法人においては、平成32年4月1日以降、電子情報処理組織e-Taxによる電子申告を義務付けるものでございます。

52ページ下段、第92条から、53ページ上段、第93条の2、54ページ第94条の第3項、55ページ第4項から第6項、56ページ第7項から第10項までは、加熱式たばこの地方税法上の喫

煙用製造たばこの課税区分の新設と、重量や小売価格に基づき紙巻きたばこへの換算方法を整備する条文となっております。

56ページ下段、第95条におきましては、平成32年10月1日から紙巻きたばこ1,000本あたりの税額を変更するものであります。

58ページをお願いいたします。

中段、附則第10条の2第26項におきましては、生産性向上特別法案の成立により、中小企業が生産性の向上のため先端設備を導入するなどの設備投資に対して、固定資産税を3年間に限り非課税にするものであります。

59ページをお願いいたします。

上段、第94条第3項におきましては、平成31年10月1日からの加熱式たばこの紙巻きたばこへの換算方法の変更を定めたものであります。

60ページをお願いいたします。

上段、第94条第3項におきましては、平成32年10月1日からの加熱式たばこの紙巻きたばこへの換算方法の変更を定めたものであります。

下段、第95条におきましては、同じく平成32年10月1日からの紙巻きたばこ1,000本あたりの税額を変更するものであります。

61ページをお願いいたします。

上段、第94条第3項におきましては、平成33年10月1日からの加熱式たばこの紙巻きたばこへの換算方法の変更を定めたものであります。

下段、第95条におきましては、平成33年10月1日からの紙巻きたばこ1,000本あたりの税額を変更するものであります。

62ページをお願いいたします。

下段、第94条第3項におきましては、平成34年10月1日からの加熱式たばこの紙巻きたばこへの換算方法の変更を定めたものであります。

65ページをお願いいたします。

上段附則第5条におきましては、平成27年度税制改正により講じた旧三級品の製造たばこの税率の経過措置を平成30年9月30日まで期間延長するものであります。

66ページ中段、第13項におきましては、旧三級品の製造たばこの税率引き上げに伴う手持ち品課税の税率引上相当分に対する規定でございます。

以上で、説明を終わらせていただきます。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

### 家崎仁行議長

次に、議案第38号の内容説明を求めます。

中村福祉保健課長。

### 中村吉伸福祉保健課長

それでは、議案第38号について、ご説明させていただきます。

議案書68ページをご覧ください。

議案第38号 紀北町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

紀北町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年紀北町条例第24号）の一部を別紙のとおり改正する。

平成30年6月5日提出

紀北町長 尾上壽一

#### 提案理由

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の改正に伴い、本条例の一部を改正する必要が生じたためであります。

初めに今回の条例改正の内容でございますが、平成29年12月26日閣議決定された、平成29年の地方からの提案等に関する対応方針において、放課後児童支援員の基礎資格等について、一定の実務経験があり、市町村長が適当と認めた者に対象を拡大することとされたことを受けて、基準省令が改正されたものでございます。

それでは、新旧対照表で説明させていただきます。

70ページをご覧ください

紀北町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の第10条第3項第4号におきましては、学校教育法の規定により、学校の教諭となる資格を有する者を放課後児童支援員の基礎資格として規定しているところ、教員職員免許状の更新を受けていない場合の取り扱いを明確にするため、教員職員免許状第4条に規定する免許状を有する者に改正されたものでございます。

続きまして、第10条第3項に第10号として、省令の基準と同様に放課後児童支援員の基礎資格の要件に5年以上放課後児童健全育成事業に従事した者であって町長が適当と認めた者を追加したものでございます。

ここで恐れ入りますが、69ページに戻っていただきたいと思います。

附則でございますが、この条例の施行日は公布の日とするものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

ご審議のほどよろしくお願いいたします

### **家崎仁行議長**

次に、議案第39号の内容説明を求めます。

玉本環境管理課長。

### **玉本真也環境管理課長**

上程いたしました議案について、ご説明いたします。

議案書71ページをご覧ください。

議案第39号 紀北町旅館建築の規制に関する条例の一部を改正する条例

紀北町旅館建築の規制に関する条例（平成17年紀北町条例第102号）の一部を別紙のとおり改正する。

平成30年6月5日提出

紀北町長 尾上壽一

#### 提案理由

旅館業法の改正に伴い本条例の一部を改正する必要性が生じたためでございます。

次のページ71ページは改正文であります。

さらに次のページ、73ページの新旧対照表で内容をご説明いたします。

本条例では、宿泊を目的とする建造物を建築しようとする場合には、あらかじめ町長の同意を得ることを求めておりますが、その対象とする宿泊業の営業種別を、旅館業法の条項を引用し、第2条の第2項でホテル営業を、第3項で旅館営業を、第4項で簡易宿所営業として旧条例では規定しておりますが、このたび旅館業法の改正にともない、法律条文中の営業種別のホテル営業と旅館営業が第2項に統合され、第4項が第3項に項ずれしたことから、項ずれを解消するため新条例のように整理をしようとするものであります。

なお、本改正に伴う改正後の条例につきましては、現行条例からの規定効力に変化はありません。

また、施行日につきましては、公布の日からであります。

以上で、議案第39号の内容説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

## 家崎仁行議長

次に、議案第40号の内容説明を求めます。

上ノ坊住民課長。

## 上ノ坊健二住民課長

それでは、議案第40号 紀北町国民健康保険条例の一部を改正する条例につきまして、ご説明させていただきます。

議案書、74ページをご覧ください。

議案第40号 紀北町国民健康保険条例の一部を改正する条例

紀北町国民健康保険条例（平成17年紀北町条例第103号）の一部を別紙のとおり改正する。

平成30年6月5日提出

紀北町長 尾上壽一

### 提案理由

国民健康保険法施行令の改正に伴い、本条例の一部を改正する必要性が生じたためでございます。

この度の改正内容でございますが、主な内容といたしましては、国民健康保険料の軽減措置の拡充、国民健康保険料の賦課限度額の見直しでございます。

順番にご説明させていただきます。

まず、国民健康保険料の軽減措置の拡充についてでございますが、内容につきましては、被保険者均等割額及び世帯別平等割額を軽減する所得判定基準について、5割軽減の基準については、被保険者数に乗ずる金額を27万円から27万5,000円に変更するとともに、2割軽減の基準については、被保険者数に乗ずる金額を49万円から50万円に変更するものでございます。

なお、国民健康保険料の算定につきましては、紀北町は4方式をとっておりまして、所得割、資産割、均等割、平等割の合計により各世帯の保険料を決定しております。

その保険料の算定において、所得の低い世帯については、均等割、平等割に対し、所得に応じて、7割、5割、2割の軽減をしており、今回の改正は、軽減措置のうち、5割軽減と2割軽減に対するの措置であります。

75ページは、改正文でございますが、第1条の下から2行目、1行目が本案の改正内容となります。

この改正は、附則第1項前段のとおり、公布の日から施行し、本年4月1日から適用する

もので、附則第2項につきましては、経過措置を定めたものでございます。

改正条文につきましては、76ページ、77ページの新旧対照表第34条の下線のとおりでございます。

次に、国民健康保険料賦課限度額の見直しについてでございますが、内容につきましては、保険料のうち、基礎賦課額、これは医療分になりますが、これに係る賦課限度額を54万円から58万円に引き上げるものでございます。

なお、後期高齢者支援金等賦課額に係る賦課限度額は19万円、介護納付金賦課額に係る賦課限度額は16万円のまま変更なしでございます。

75ページの第2条が本案の改正内容となります。

賦課限度額の改正につきましては、本町のこれまでの改正経緯や周知期間を考慮いたしまして、前回と同様に、施行年月日につきましては、附則第1項のただし書きのとおり、1年後の平成31年4月1日からの施行としております。

75ページの附則第3項におきましても、保険料における賦課限度額の経過措置につきましては、平成31年度以後の年度分の保険料について適用し、平成30年度分までの保険料については、なお従前の例によるとしております。

本案の改正条文につきましては、78ページ、79ページの新旧対照表第22条、第34条の下線部分のとおりでございます。

以上で、議案第40号についての内容説明を終わります。

どうぞよろしく願いいたします。

### **家崎仁行議長**

次に、議案第41号の内容説明を求めます。

上村税務課長。

### **上村毅税務課長**

それでは、議案第41号について、ご説明させていただきます。

議案書80ページをご覧ください。

議案第41号 専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、紀北町税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、これを報告し承認を求めます。

平成30年6月5日提出

紀北町長 尾上壽一

81ページをお願いいたします。

専決第1号 専決処分書 紀北町税条例の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分をする。

平成30年3月31日

紀北町長 尾上壽一

説明に当たりましては、法令等の引用や条項等の削除による単に条文、番号等の繰り上げ、字句訂正等で、改正内容に影響のないものにつきましては、説明を省略させていただく場合がありますので、ご了承賜りますようお願い申し上げます。

それでは、新旧対照表で説明させていただきます。

92ページをお願いいたします。

92ページ下段、第48条第2項から93ページ上段第3項までにつきましては、国内に本店又は事業所等を有する、国内法人が外国法令の適用を受け、法人税を課税された場合、該当税額のうち一定の額を法人町民税から控除することについての規定を設けるものでございます。

続きまして、95ページをお願いいたします。

95ページ中段、第52条2項から97ページ中段、第52条6項におきましては、法人・連結法人が申告期限の延長特例を受け、申告後に税額更生等を行った場合の、延滞金についての規程を整備したものでございます。

次に104ページ中段、附則第10条の3第12項におきましては、バリアフリー改修が行われた、劇場や音楽堂等の実演、芸術公演施設に係る、固定資産税の減免に係る規定を設けるものでございます。

次に106ページ中段、附則第12条から109ページ第15条までは、住宅用地等に係る固定資産税の特例である、負担調整を平成30年度から平成32年度まで、適用期間を延長するものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

#### **家崎仁行議長**

次に、議案第42号の内容説明を求めます。

岩見危機管理課長。

#### **岩見建志危機管理課長**

それでは、議案第42号 小型動力ポンプ付積載車購入契約の締結について、説明をさせていただきます。

議案書の110ページをご覧ください。

議案第42号 小型動力ポンプ付積載車購入契約の締結について、下記のとおり財産の取得のため備品購入契約を締結したいので、議会の議決を求める。

- 1 契約の目的 小型動力ポンプ付積載車1台購入
- 2 契約の方法 一般競争入札
- 3 契約の金額 775万4,400円
- 4 契約の相手方 三重県津市島崎町137番地122  
株式会社モリタ東海 代表取締役 斉藤香一

平成30年6月5日提出

紀北町長 尾上壽一

#### 提案理由

紀北町消防団紀伊長島方面隊第1分団三浦詰所に配備する小型動力ポンプ付積載車の買替えに伴い、備品購入契約を締結するにあたり、紀北町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき、議会の議決が必要なためであります。

111ページ、資料をご覧ください。

本事業は、平成30年度小型動力ポンプ付積載車整備事業で、電源立地地域対策交付金を活用した事業であります。

まず購入費に関しましては、契約金額が775万4,400円であります。この契約金額は、物品価格の718万円に8%の消費税57万4,400円を加えたものであります。

入札は、一般競争入札により3社の参加があり最低価格を提示した株式会社モリタ東海が落札しました。

予定価格の798万9,354円に対する落札率は97%であります。

次に購入物品の概要であります。購入数量等につきましては、ベースとなる車両は、日産のアトラス1台であります。

積載する小型動力ポンプは、シバウラのB-3級1台、その他消防車両としての艀装一式であります。

これらの内訳であります。シャーシ等につきましては、Wキャブで4WD、ディーゼルエンジンで排気量は2,953cc、最大積載量は1.15トン、5速マニュアル、乗車定員は8名

でございます。

小型動力ポンプにつきましては、シバウラ F F 400でポンプの級別はB－3級、2気筒2ストローク水冷式で検定出力は32キロワット、電子制御燃料噴射式のオイルレス真空ポンプであります。

艀装・取付品等は、主なものといたしまして、レール引き出し式の小型動力ポンプ 積載装置を備え、車体等の色は、メーカー塗装の消防色で錆止め処理を行い、ホース格納棚、赤色回転灯を設置し、電子サイレン、仕様書に記載の取付装置及び取付品、付属品を一式取り付けたものとなります。

納入期限は、平成31年1月31日であります。

112ページは参考資料でございます。

この図面は、小型動力ポンプ付積載車の真上からの平面図、正面、後方、左側面、右側面の4つの方向からの立面図と、主な艀装及び付属品の設置予定などを示したイメージ図であります。番号1番から33番は、その艀装・付属品等の設置予定位置を示してございます。

以上で、議案第42号の説明を終わらせていただきます。

ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

### **家崎仁行議長**

次に、議案第43号の内容説明を求めます。

水谷財政課長。

### **水谷法夫財政課長**

それでは、議案第43号 平成30年度紀北町一般会計補正予算（第1号）の内容につきまして、ご説明をさせていただきます。

予算書の1ページをご覧ください。

平成30年度紀北町一般会計補正予算（第1号）

平成30年度紀北町の一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億7,746万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ106億8,733万3,000円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

平成30年6月5日提出

紀北町長 尾上壽一

それでは4ページをご覧ください。

地方債の補正でございますが、第2表 地方債補正の変更につきましては、合併特例事業の限度額を1億70万円増額し、11億5,950万円とするものでございます。

続きまして、歳入歳出予算の内容につきましては、予算に関する説明書で、歳入から説明させていただきます。

7ページをご覧ください。

第13款・国庫支出金、第3項・委託金、第1目・総務費委託金は700万円を増額し、722万4,000円とするものでございますが、相乗り運送実証事業委託金を新たに計上するもので、相乗り運送実証事業に充当する委託金でございます。

第14款・県支出金、第2項・県補助金、第4目・農林水産業補助金は1億円を増額し、1億7,629万5,000円とするものでございますが、市町営農山漁村地域整備事業費補助金を新たに計上するもので、三浦漁港海岸の海岸保全施設整備事業に充当する国からの補助金でございます。

第3項・委託金、第8目・教育費委託金は新たに28万円を増額するものでございますが、三重の英語教育改革加速事業委託金を計上するもので、英語教育の充実を図るため三重の英語教育加速事業に充当する委託金でございます。

8ページをご覧ください。

第17款・繰入金、第1項・基金繰入金、第1目・財政調整基金繰入金は5,152万4,000円を増額し、8億7,154万7,000円とするものでございますが、今回の補正の所要財源とするため財政調整基金より繰り入れるものでございます。

第19款・諸収入、第5項及び第6目・雑入は1,795万8,000円を増額し、6,634万9,000円とするものでございますが、移住・定住・交流推進支援事業助成金195万8,000円は、企画費の移住・定住・交流促進事業の事業補助金に、スポーツ振興くじ助成金1,600万円は、教育費の大白公園多目的グラウンド管理事業の工事請負費に充当するものでございます。

第20款、第1項ともに町債、第4目・農林水産業債は1億70万円を増額し、4億6,910万円とするものでございますが、三浦漁港海岸の堤防改修等を行うため海岸保全施設整備事業債に増額計上するもので、合併特例事業債でございます。

次に、歳出をご説明させていただきます。

9 ページをご覧ください。

第2款・総務費、第1項・総務管理費、第6目・企画費は、895万8,000円を増額し、1億8,098万3,000円とするものでございますが、移住・定住・交流促進事業は事業補助金195万8,000円を、事業委託料・賃借料などは交通空白地域の解消に向け総務省の委託金を活用した相乗り運送実証事業700万円を、新たに計上するものでございます。

10 ページをご覧ください。

第5款・農林水産業費、第3項・水産業費、第3目・漁港管理費は2億600万円を増額し、6億9,571万5,000円とするものでございますが、海岸保全施設整備事業で三浦漁港海岸の堤防改修等を行うための三重県への事業委託料でございます。

11 ページをご覧ください。

第9款・教育費、第1項・教育総務費、第2目・事務局費は846万1,000円を増額し、9,415万円とするものでございますが、31年度の引本小学校の相賀小学校への統合に向けスクールバス1台を購入するための費用を新たに計上するものでございます。

第3目・教育振興費は136万円を増額し、1,164万7,000円とするものでございますが、教育振興事業は引本小学校閉校記念誌作成のための事業補助金108万円を、報償費などは英語教育の充実を図るため、三重の英語教育改革加速事業28万円を新たに計上するものでございます。

12 ページをご覧ください。

第6項・保健体育費、第3目・体育施設費は5,268万3,000円を増額し、1億6,786万4,000円とするものでございますが、大白公園多目的グラウンド管理事業5,148万9,000円はグラウンド改修の工事請負費を、健康増進施設管理事業119万4,000円は、紀北健康センターの日曜日の試験営業のため施設管理委託料など6日分の費用を新たに計上するものでございます。

13 ページからは地方債の現在高見込みに関する調書でございますが、14 ページの合計欄をご覧ください。

前年度末現在高見込額は119億8,172万8,000円であり、当該年度中の起債見込額は今回の補正分1億70万円の増額により、18億2,470万円となり、当該年度中の元金償還見込額の12億2,731万1,000円を差引きますと、当該年度末現在高見込額は125億7,911万7,000円となる見込みでございます。

以上で、議案第 43 号 平成 30 年度紀北町一般会計補正予算（第 1 号）の説明を終わらせていただきます。

どうぞよろしく願いいたします。

**家崎仁行議長**

以上で、議案の提案理由並びに内容説明を終わります。

---

**家崎仁行議長**

ここで、暫時休憩といたします。

2 時 35 分まで休憩といたします。

(午後 2 時 19 分)

---

**家崎仁行議長**

休憩前に引き続き、会議を開きます。

(午後 2 時 35 分)

---

**家崎仁行議長**

これから、各議案に対する質疑に入りますが、質疑の回数は、議長が宣告した議題について 3 回以内となっております。

委員会での審査は十分にできますので、自分が所属する委員会に付託される案件については、大筋の質疑にとどめていただき、詳細は委員会で行っていただくよう、ご配慮をお願いいたします。

それでは、各議案に対する質疑を行います。

---

**日程第 22**

**家崎仁行議長**

日程第 22 議案第 37 号 紀北町税条例等の一部を改正する条例を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑される方はありませんか。

近澤チヅル君。

## 9 番 近澤チヅル議員

たくさんありましたので、3 点お伺いします。

51 ページの 48 条ですね、これは平成 32 年の 4 月 1 日以降ということですが、資本金 1 億円以上の法人に対しての電子情報処理書式の申請が義務付けられたということなんですけれども、国の地方税が変わる。全てそうなんですけれども、この地方に資本金 1 億円以上の法人で、これに該当する事業所はあるのかどうか。税込については影響がないのではないかと思いますのでお伺いします。

もう 1 点は、3 点お伺いしますが、58 ページの生産性向上特別措置法というんですか、中小企業を応援する設備投資に関する税金のことというお話でしたが、具体的に詳しく説明をお願いしたいと思います。

もう 1 つ、たばこ税のことなんですけれども、今回、30 年 10 月 1 日、32 年 10 月 1 日、33 年 10 月 1 日と、来年度からもあるんですけれども、32 年、33 年、こんなに間隔をおいて提案されることはあまりないと思うんですけれども、どうなのかお伺いいたします。

## 家崎仁行議長

上村税務課長。

## 上村毅税務課長

お答えさせていただきます。

まず最初の資本金 1 億円以上の法人におきましては、町内でまず資本金 1 億円以上の法人に該当する企業はありません。

それとあと 2 点目の生産性向上特別措置法の関係なんですけど、こちらに関しましては今回、税務課としては、対象事業者さんが出てきた場合におきます環境整備を、枠組みを行ったものになります。今後この制度を使って、この実施にあたっては今、関係課とこれからの事業について調整を図っているところになります。

3 点目のたばこ税の間隔におきましては、前回のたばこ税の値上げに関しましては、平成 22 年 10 月になりますので、約 8 年前にたばこ 1 本あたり 3.5 円値上げされたのが、一番最近の増税のところになります。

以上になります。

**家崎仁行議長**

近澤チヅル君。

**9番 近澤チヅル議員**

1億円以上のところはないということでしたが、中小企業といっても、この地方にはこれからの話と聞きましたから、このような生産性の向上を目指して設備投資をしていくようなことが、国が想定しているような事業所が、この地方にもあると嬉しいんですけども、ないのではないかなと思います、いかがでしょうか。

そして、たばこ税は22年には、8年前3.5円あがったということですが、今度は1本あたり1円ずつ上がるのではないかなと思います、いかがですか。

**家崎仁行議長**

上村税務課長。

**上村毅税務課長**

まずたばこ税のことについて、お答えさせていただきます。

紙巻きたばこにつきましては、今から4カ年をかけまして、3カ年の段階を踏んで増税をされるというふうになっております。まず、平成31年度におきましては、消費税が導入されますので、その期間に関しては増税なしという形になっておりますが、その間、今、1本あたりの紙巻きたばこを4年かけて3円上げるような形で進んでおる状況になります。

ですので、1箱に直しますと、だいたい20本入りになりますので、だいたい1箱60円相当上がるのではないかとという形で動いております。

以上です。

**家崎仁行議長**

よろしいですか。ほかございませんか。

玉津商工観光課長。

**玉津裕一商工観光課長**

生産性向上特別措置法及び中小企業の設備等について、商工観光課からお答えをいたします。

議員おっしゃるとおりですね、今現在ですね、こちら紀北町に該当する企業ということで、商工会のほうへお尋ねしましたけども、残念ながらございません。しかしながらですね、3カ年ということで環境整備、先ほど税務課長がおっしゃいましたとおり環境整備という観点

から、今回、法整備をさせていただいております。

以上でございます。

#### **家崎仁行議長**

よろしいですか。近澤チヅル君。

#### **9番 近澤チヅル議員**

1年に1本上がって、国は地方税は増えるだろうということで、今回、改正したと思うのですがけれども、人口減少があったり喫煙者の方が少なくなっている状況の下で、想像ですけれども、これによって地方税の改正でたばこ税がこうなって、税収が増えるのかどうか。だいたいのところでございますが、想像になるかもしれませんが、お願いしたいと思います。

#### **家崎仁行議長**

上村税務課長。

#### **上村毅税務課長**

全国的にみましても、健康志向の高まりや、やはり禁煙化が進んでおります。平成8年をピークにたばこの販売本数のほうも、年々減少し続けております。当町におきましても、たばこ税におきましては、やはり減少しておる状況になります。今回のたばこ税の改正におきまして、増税されるとはなっておりますが、喫煙数の減少はやっぱり否めないところがございますので、増収までにはつながっていかないものと推測しております。

以上です。

#### **家崎仁行議長**

ほかよろしいですか。大西瑞香君。

#### **2番 大西瑞香議員**

58 ページの新規設備に関する条例について、お聞きします。

これは固定資産税を新規設備投資をした企業に対して0にするということなんですが、0にすることで町とか企業にとっての税金、固定資産税が0になるという以外に、優遇措置です。ね、ものづくり補助金等のそういう他の補助金で優遇措置があるのか、ちょっとその点お聞きします。

#### **家崎仁行議長**

玉津商工観光課長。

#### **玉津裕一商工観光課長**

お答えいたします。先ほどのご質問なんですけども、まず条例です。ね、3カ年固定資産

税の特例率を0以上2分の1以下ということなんですけども、今回ですね、0ということで上程させていただいております。

議員ご質問のですね、それ以外ということでプラスアルファはないのかあるのかというご質問かと思うんですけども、支援措置の特典ということで、地方交付税対応とかですね、ものづくり補助金等ですね、この辺りまだちょっと詳細はわかりかねる状態なんですけども、そのことも考えているということでお聞きしております。

以上です。

**家崎仁行議長**

ほかございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**家崎仁行議長**

以上で、質疑を終わります。

---

**日程第23**

**家崎仁行議長**

次に、日程第23 議案第38号 紀北町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題とします。

これより質疑を行います。

質疑される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**家崎仁行議長**

以上で、質疑を終わります。

---

**日程第24**

**家崎仁行議長**

次に、日程第24 議案第39号 紀北町旅館建築の規制に関する条例の一部を改正する条例

を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑される方はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**家崎仁行議長**

以上で、質疑を終わります。

---

**日程第25**

**家崎仁行議長**

次に、日程第25 議案第40号 紀北町国民健康保険条例の一部を改正する条例を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑される方はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**家崎仁行議長**

以上で、質疑を終わります。

---

**日程第26**

**家崎仁行議長**

次に、日程第26 議案第41号 専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑される方はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**家崎仁行議長**

以上で、質疑を終わります。

---

## 日程第27

### 家崎仁行議長

次に、日程第27 議案第42号 小型動力ポンプ付積載車購入契約の締結についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑される方はありませんか。

近澤チヅル君。

### 9番 近澤チヅル議員

備品に関しては700万円以上が議会の議決が必要ということで、今回、提案されたのだと思いますが、落札率が97%、3社の参加があったということですが、特別な車両だとは思いますが、何社の方にどのように告示されたのかどうかお伺いします。

### 家崎仁行議長

岩見危機管理課長。

### 岩見建志危機管理課長

入札方法については一般競争入札でありまして、4月25日に入札の公告を、町のホームページに掲載してございます。応札された方が3業者でありました。

以上です。

### 家崎仁行議長

近澤チヅル君。

### 9番 近澤チヅル議員

ホームページにするということは、不特定多数の方が見られたとは思いますが、こういう時にですね、ホームページに載せるということは登録された方とか、いろいろいるのではないかなと思うのですが、そこら辺はどうなのか。関心のある方は見ていると思うんですけどもお伺いします。

そしてもう1点、先ほど詳しい図面も入れて説明をいただきましたので、素人のところでお伺いしたいと思います。12年が経っているので買い換えるということですが、12年、普通の車でも12年経つと新しく便利になった部分とか、そういう部分があるんですけども、今回の中で1番から33番までありますということでしたが、特に新しくなって便

利になった部分とか、今までになかった部分が新しくできたとか、その部分がありますかお伺いします。

**家崎仁行議長**

岩見危機管理課長。

**岩見建志危機管理課長**

入札の参加資格者なんですけれども、紀北町入札参加資格者名簿で品目、消防車ですね、に登録のある業者で、登録は町外、県外も含めると 47 社ございます。今回、新しく更新された車なんですけれども、更新したことによってですね、性能なんですけれども、規格につきましてはポンプのほうはB-3級で変更はございませんが、旧来のポンプに比べますと、電子制御燃料噴射式となっておりまして、気温や気圧の変化等、あらゆる状況に応じた燃料噴射を行うことによりエンジンのかかりがよくなっておりまして、エンジンの出力も強く水の吸い上げが良くなってございます。

また真空ポンプの一部材に耐久性の高い素材を用いて、真空ポンプ自体の耐久性が高まっております。

以上でございます。

**家崎仁行議長**

近澤チヅル君。

**9 番 近澤チヅル議員**

内外の方で討論されているということで、47 社の方はたぶん見ているかと思いますが、3 社の予定ということがよくわかりました。そして、新しい機能で消防団の方も喜ばれるだろうと思いますけれども、だいたい 12 年ぐらいというのが、この基準なのでしょうかね。この頃、公共のもの少しでも長く使おうという、そういう方針もあるように思いますけれども、だいたい 12 年で買い換えるのが、この消防団にとってはそういう基準になっているのかどうかお伺いします。

**家崎仁行議長**

岩見危機管理課長。

**岩見建志危機管理課長**

12 年ということは決まっているわけではないんですけれども、現在、消防団小型動力ポンプ付積載車更新計画というのが紀北町にございまして、それに基づいてこれまで計画的に更新を行ってきてございます。

ポンプに関しては概ね 10 年が耐用年数となっております、部品等も製造されなくなるため随時更新を行ってきました。ということです。以上でございます。

**家崎仁行議長**

他の方ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**家崎仁行議長**

以上で、質疑を終わります。

---

**日程第28**

**家崎仁行議長**

次に、日程第28 議案第43号 平成30年度紀北町一般会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

これより質疑を行います。

なお質疑については、歳入及び歳出を一括で行います。

質疑される方はページ数を述べてから質疑するようお願いいたします。

それでは、質疑される方はありませんか。

平野隆久君。

**15番 平野隆久議員**

9ページの企画費なんですけども、国庫支出金の相乗り運送実証事業700万円、この相乗り運送ということの詳細についての説明を求めたいと思います。

**家崎仁行議長**

宮原企画課長。

**宮原俊也企画課長**

お答えさせていただきます。

この相乗り運送実証事業につきましては、住民の方による住民の方の移動手段の確保という新たな方式の運送を試験的に実施することによりまして、その実現可能性ですとか、有効性について検証することを目的とする事業でございます。

本年3月に総務省のシェアリングエコノミー活用推進事業に応募をいたしまして、5月に

内示をいただきましたので、今回、補正予算をお願いするものでございます。この事業につきましては、総務省からの委託事業となりまして、事業費は全額総務省からの委託料として交付を受けます。

事業の内容としましては、地域で自家用車を所有する方がその車で、地域の移動手段のお持ちでない方をドアトゥードアで移送する運送の実証事業でございます。実際の運送の流れにつきましては、あらかじめ登録していただいた利用会員の方がですね、携帯電話や専用の通信機器で配車センターに移送を依頼いたしまして、配車センターからあらかじめ登録したドライバーに連絡をし、そのドライバーが指定された場所に向い、目的地まで移送するというものでございます。

#### **家崎仁行議長**

平野隆久君。

#### **15番 平野隆久議員**

今、住民の方が住民の方を移送すると。一応利用する方も会員登録して、車を出す方も配車センターに登録するということなんですけど、これについては費用の発生なんかはされるのか、なかなかどっからか、もし発生されるんでしたらね、どういう利用形態、金額になるのか。またあとこれは実証事業ということなんですけども、期間的なものはどれぐらいになっているのか、その2点についての答弁を求めます。

#### **家崎仁行議長**

宮原課長。

#### **宮原俊也企画課長**

まずこの実証運行にかかる費用につきましては、今回予算を計上させていただきましたとおり、700万円ということで見積もってございます。その内訳としましては、この事業を実際に共同実施して、そして検証していただくということで、三重大学さんと共同でやるということになっておりまして、そちらのほうに対する事業委託料というのがありますし、それからこの運行を管理していただく業務ということで、三重交通さんに委託をすることになってございます。

その他ですね、この運行するために先ほども通信機器を用いてというふうに説明をさせていただきましたが、この通信機器をレンタルする費用というのが主なものでございます。

それから、期間でございますが、一応海山地区と紀伊長島地区と2箇所設定してございまして、海山地区につきましては、9月から12月までのうちで90日間、約3カ月ということ。

それから、紀伊長島地区につきましては、10月から1月までの間の90日間ということで想定をさせていただきます。

以上でございます。

#### **家崎仁行議長**

平野隆久君。

#### **15番 平野隆久議員**

ちょっと答弁漏れも含めてお願いしたいんですけども、個人の費用が発生するのかどうか。三重交通に委託ということやったんやけど、あともう1点なんですけども、利用者が登録するところ、配車センターというのは三重交通ということで理解したらいいんですか。それについての答弁を求めます。

#### **家崎仁行議長**

宮原課長。

#### **宮原俊也企画課長**

失礼しました。この運送を利用するにあたりましては、運賃が発生いたします。それを支払っていただくこととしておりまして、その運賃、額につきましてはタクシーのですね、おおよそ2分の1の額ということで想定してございます。それを利用者の方に負担をしていただく予定にしております。

それから、配車センターにつきましては、三重交通さんに運行管理の中で、合わせて委託をさせていただくことになってございます。以上でございます。

#### **家崎仁行議長**

ほかにございませんか。近澤チヅル君。

#### **9番 近澤チヅル議員**

今の同じ9ページで相乗り事業運送をもう少し詳しく聞きたいと思います。

海山は9月から長島は10月かとおっしゃって、たぶん空白地域をタクシーと利用者さんが利用できるようになると思うんですけども、海山はどここの空白地域を回るのか、長島はどここの地域を回るのかお尋ねいたします。

#### **家崎仁行議長**

宮原課長。

#### **宮原俊也企画課長**

今回この実証事業を実施させていただきます地域について、お答えをさせていただきます。

海山地域につきましては、馬瀬、鯨、河内、細野、小松原の地域でございます。

紀伊長島のほうにつきましては、中桐から志子、志子奥まで、そして田山まで。それと戸ノ須、片上、名倉、呼崎の地域でございます。この長島地域につきましては、今年7月から運行させていただきます自主運行バスの試験運行の区域とまったく一緒のエリア設定とさせていただきます。以上でございます。

**家崎仁行議長**

近澤チヅル君。

**9番 近澤チヅル議員**

空白地域の方にとっては朗報だと思います。待ち遠しくなると思うので、広報のお知らせのほうもよろしくお願ひしたいと思うんですけれども、賃借料で機器の貸出とかが204万6,000円となっていますので、自分の車を使うとか、それを利用する人数はどれぐらいのところか、この予算の中で計画されているのかお伺いします。

**家崎仁行議長**

宮原課長。

**宮原俊也企画課長**

運転手さん、ドライバーさんの想定人数ということでお答えをさせていただきます。長島も海山もですね、それぞれ6人程度ということで計画をしております。以上でございます。

**家崎仁行議長**

近澤チヅル君。

**9番 近澤チヅル議員**

利用する側は想像ですけれども、運賃も6人の方で回るには、だいたい何人ぐらいの方が利用できるのかということ、お答えがなかったのと、誰でも運転手さんが、誰でも登録できるわけではないのかなと思うんですけれども、条件はありますか。

**家崎仁行議長**

宮原課長。

**宮原俊也企画課長**

利用者の総定数としては100人程度ということで、想定してございます。

それから、運転手さんの資格というものは明確にはまだ定めてはございませんが、一応年齢的には70歳以下ということで、安全運転をしていただける方ということを対象にしております。

まして、それから、この運行を実施するにあたってですね、ドライバー要件として二種免許をお持ちの方はそのままなっただけなんですけども、二種免許をお持ちでない一種免許の方もドライバー登録することができまして、その方につきましては、国土交通大臣の認定した安全運転講習というのを受けていただくというのが条件になってございます。

以上でございます。

#### **家崎仁行議長**

ほかございませんか。瀧本攻君。

#### **8番 瀧本攻議員**

これ実際にですね、丹後町でやっておるわけですね。オペレーションは東京でやっています。そこはおそらく丹後町は公共機関がなくなったもんでね、これのデメリットはですね、三重交通の行っておるところはですね、だめなんでしょう。その辺のところですね、三重交通が邪魔するって、邪魔するやね、これね。島勝、白浦、海山だったらね。やっぱり実証実験ですから全区を行けるように、これはこれこそオンデマンドですよ。直ぐ来るわけですから、登録していて。それを三重交通がやられたら本当のオンデマンドじゃなくなってくるわ。それ大学もかんでおるんですからね。三重交通がかんでおったらですね、三重交通の走っておるところはですね、行かへんわさ。それが1時間に、3時間に1本だとか、走ってないわけですから。私のお尋ねしたいのは、公共交通がなくなった丹後町のことは勉強されました。京都市の丹後町かな、京都府の。

#### **家崎仁行議長**

宮原企画課長。

#### **宮原俊也企画課長**

三重交通さんの路線バスとの競合でございますが、1つこういう運送をするにあたりましては、やはりそういう既存の公共交通との競合というところが1つ課題になってございます。今回もですね、一応海山のほうは馬瀬、河内、鯨というところは、この国道42号を尾鷲長島線、三重交通の路線バスが通ってございます。それらの今、言いました対象の地域から上里あるいは船津、そして今回は相賀のほうまで病院やスーパーへ行けるようにということで、エリアを設定してございます。

これの運行するにあたってですね、三重交通さんとも協議をさせていただいたんですけども、今現在、例えば馬瀬の方がその最寄りの馬瀬という国道42号のバス停まで来てですね、それから相賀の国道のところのバス停で降りて、それから相賀地内の病院へバスへ行ってい

るという利用はほぼないというようなこともありまして、一応三重交通さんからは今回の運行については了解が得られたものでございます。

それから、議員おっしゃられるとおり今回の運送につきましては、京都府京丹後市が先進地でございます、こちらのほうはウーバーという配車アプリを使いまして、この運行をしております。今回、私たちがやろうとしているところの一番大きな違いはですね、最初は京丹後市でやられているような配車アプリを使って、スマートフォンでその利用申請もして、配車もやっつてというようなことを計画したんですけども、少しエリア的にあるいは対象者のになかなかそのスマートフォンをですね、お使いになられるような方が対象にならないということがあったりしてですね、そのアプリが使用できないと、使用することがあまり効果的でないということがありましたので、そういうこともあって、配車センターを置いてそれを三重交通さんに受け持ってもらって、携帯電話あるいは携帯電話をお持ちでない方は、専用の通信機器をこちらで用意してお貸ししまして、それでもって配車のやり取りをしていただくというようなことで、今回は考えてございます。以上でございます。

#### **家崎仁行議長**

瀧本攻君。

#### **8番 瀧本攻議員**

どうしてもですね、三重交通との問題がですね、ネックになってくるんですね。私はもう三重交通は出てもろたほうがええと思うんですよ、正直いって。引本なんかですね、8時40分のバスに乗って尾鷲病院へ行く。帰ってくるのは4時や。実際問題。それが80歳を過ぎた人の意見ですよ。

だから馬瀬やったらもうちょっと過疎やね。だって引本の人口が減ってきておる。島勝やとか白やったら、それ時間かかりますよ。これはこれこそ本当のオンデマンドですわ。直ぐ来てくれるということやで。そうでしょう。だから、その辺のところはですね、これは質疑じゃないですけども、やっぱり三重交通と打ち合わせしてですね、三重交通は何いったって利潤団体やから。だからうちは利潤団体じゃない。町民のためにもうちょっと弾力的に運用方法を考えてやってあげていただきたいと思います。交通難民という言い方は必ずしも、そのなんていうんですか、中心部にもおります、中心部にもね。

だから僻地だけじゃなくして中心部にもおります。その辺のところをですね、十二分に考えてもらわんと、私は困るんじゃないかと。これは試験的にやってですね、私は私の考え方がありますけども、いわゆる自動車が出てきたらそれは交通は考えないかん。だからもうち

よっとなんていうんですか、三重交通にちょっと相撲でいうたら押し切るというような状態でやっていただきたい、遠慮せんとね。それは町民のためなんですよ。町民のためにやっぱりそれをやっていただきたい。これをやってですよ、ここはこうやっておると、この地区はやってないといったら当然町民は怒ってきますよ。それは町民に対してこれ言わなければいかなのやから。それに対する考え方はどういうふうにお持ちなのか。

#### **家崎仁行議長**

尾上町長。

#### **尾上壽一町長**

三重交通をですね、我々としては残していきたいという基本的な考えの下で行っておりますが、そういう中でですね、公共交通の空白地帯がございますんで、そういった方の利用手段のない方をどうやって移動手段を確保しようかというのが、今回の実証実験なんで、この実証実験の結果を見てですね、いろいろな考え方をやっていく。実はこの実証実験もなかなか難しいと思うんで。ですからまずはやってみて、どういうことができるか。基本的にはこの700万円というのは、実証実験が終われば町が持たなければいけないお金になってきますんで、そういったものを枠をどんどん広げていって、どうなるのかというような問題もございますんで、基本今は移動手段が見込めない地域、人たちということで実証実験をさせていただきたいということなんで、ご理解いただきたいと思います。

#### **家崎仁行議長**

ほかございませんか。3回目。

#### **8番 瀧本攻議員**

さっき私いったようにね、住民に公平性が保たれなくてですね、住民からそういう声があがってきたらどないするの。行政というのは公平じゃなきゃあかんのでしょうか。バスはですね、三重交通のバスは国道42号はかなり走っとるけども、その沿線のところはですね、それは私も調べてないですけども、何時間に1本ですよ。それをやっぱり真剣に考えていかんとですね、これも完全に遅れとる。これに対する考え方。だから、京丹後市かこれものすごく進んでおるんですね。東京でオペレーションしています、東京でね。スマホを持っとるらしいけどね、運転手がね。だから是非とも交通の難民というのはかなりみえるということ。それで高齢になればなるほど、やっぱりお医者さんにかかる率が高くなります。その辺を考えていただかないとその人たちは本当に悪くなっていくんじゃないかというふうに思います。

#### **家崎仁行議長**

答弁よろしいですか。

**8番 瀧本攻議員**

積極的にやってもらえるとええけど、町長は僻地と言わへんだ。

**家崎仁行議長**

中津畑正量君。

**16番 中津畑正量議員**

2点ほど聞きます。運転手の確保は三重交通がやるんだと思うんですが、60歳台でという話もありました。ただこの運転者の配置というのは、どれぐらいの人数になるんですか。2人だけでいいかなと思うんですけども。そこら辺をちょっと教えてください。

それと運賃の関係も今試験だから町が出さなくてもいいとは思いますが、どれぐらい出すんやったら出せるんか、これからの。

**家崎仁行議長**

中津畑議員、申し訳ないです。担当の委員会ということで、よろしくお願いします。

**16番 中津畑正量議員**

また委員会で。

**家崎仁行議長**

奥村仁君。

**5番 奥村仁議員**

僕も教民なんで、こちらのほうだけさせていただきます。相乗りということで、民が民を乗せるということで、乗せる自動車も個人所有のものというふうになると思うんですけども、事故が起こった時の保険措置とか責任の所在とかというのは、どういうふうに考えているのか、その1点だけお願いします。

**家崎仁行議長**

宮原課長。

**宮原俊也企画課長**

万が一の事故についてお答えをさせていただきます。まずですね、事故対応というのが必要になってくるかと思うんですけども、先ほども少しお話をさせていただきましたが、運行管理ということで三重交通さんをお願いをするんですけども、その中の項目に事故対応とか、あるいは苦情処理とかというのも含めて、三重交通さんをお願いをすることになっておりまして、一時的には対応は三重交通さんがしていただけると。三重交通さんも通常バスを

運行しておりますので、バスの事故が発生をした時にはですね、会社としてそういう対応処理を行うというノウハウを持ってございますので、そちらのほうを活用させていただくことになっております。

それから、損害賠償が生じた時のことですが、基本的にはですね、そのドライバーさんの任意保険を活用させていただくこととしております。ただですね、その保証内容で無制限になっていないとかいうことでですね、例えばその掛けている保証額以上に損害賠償額が発生した場合ですね、その時はその差額分を負担するための保険というのがございまして、そちらのほうへ加入して対応するというように考えてございます。以上でございます。

**家崎仁行議長**

奥村仁君。

**5番 奥村仁議員**

考えてみえると思うんで、あれなんですけども、実際に乗せる側になる、登録をする時にどういう保険に入っているかというのを確認して、ある程度一定以上の保険に入っていない場合は再加入してもらおうとか、そういうふうな形でも町がやっていくとか、関わってやっていくに見合うような保証内容のものにしてもらうというのも1つの、先に先手を打つてのことかなと思うんですけども、それはされないということなんですか、されるということなんですか。

**家崎仁行議長**

宮原課長。

**宮原俊也企画課長**

損害賠償の保証額につきましては、その方の任意保険を上乗せしていただくということは想定してございません。その分、その代わりにですね、差額を補てんできるようにということで、別に保険に加入すると、運営団体が加入するということでさせていただくことと考えております。

**家崎仁行議長**

よろしいですか。ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**家崎仁行議長**

以上で、質疑を終わります。

## 日程第29

### 家崎仁行議長

それでは、次に報告案件に入ります。

日程第29 報告第4号 平成29年度紀北町一般会計繰越明許費繰越計算書についてを議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

尾上町長。

### 尾上壽一町長

それでは1件の報告案件につきまして、ご説明をさせていただきます。

報告第4号 平成29年度紀北町一般会計繰越明許費繰越計算書についてであります。平成29年度紀北町一般会計補正予算（第6号）及び（第8号）で、お認めいただきました繰越明許費につきまして、総額6億552万2,807円を平成30年度に繰り越しましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、議会に報告するものでございます。

以上、1件の報告につきましては、提案理由をご説明申し上げましたが、報告第4号の詳細につきましては、担当課に説明をいたさせますので、よろしくお願いを申し上げます。

### 家崎仁行議長

続いて、内容説明を求めます。

水谷財政課長。

### 水谷法夫財政課長

それでは、報告第4号をご説明させていただきます。議案書の113ページをご覧ください。

報告第4号 平成29年度紀北町一般会計繰越明許費繰越計算書について

平成29年度紀北町一般会計補正予算（第6号）第2条及び平成29年度紀北町一般会計補正予算（第8号）第2条の繰越明許費は、別紙のとおり翌年度に繰り越したので地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第146条第2項の規定により報告する。

平成30年6月5日提出

紀北町長 尾上壽一

内容につきましては、114ページの平成29年度紀北町一般会計繰越明許費繰越計算書によりご説明させていただきます。

この繰越明許費につきましては、昨年 12 月議会定例会の一般会計補正予算（第 6 号）及び本年 3 月議会定例会の一般会計補正予算（第 8 号）におきまして、繰り越しをお認めいただいたものでございますが、地方自治法施行令第 146 条第 2 項の規定に基づき、平成 30 年度に繰り越した歳出予算の経費につきまして、繰越計算書を調製しましたので、報告するものでございます。

繰越計算書の款、項、事業名、1 列飛ばしまして、翌年度繰越額の欄をご覧ください。

繰越明許費により、平成 30 年度に繰り越した事業は、第 5 款・農林水産業費、第 1 項・農業費では、畜産施設等整備事業の 3 億 891 万 8,000 円と、第 2 項・林業費の林道改良事業 2,010 万円、町有林造成事業 1,987 万 4,572 円と、第 3 項・水産業費の漁港管理事業 419 万 1,480 円、海岸保全施設整備事業 1 億 8,517 万円でございます。

第 7 款・土木費、第 2 項・道路橋りょう費では、町道道路維持補修事業の 3,040 万円と第 3 項・河川費の急傾斜地崩壊対策事業 889 万 5,296 円と、第 4 項・港湾費の港湾施設整備事業負担金 534 万 700 円でございます。

第 10 款・災害復旧費、第 2 項・農林水産施設災害復旧費では、国補農業用施設災害復旧事業の 580 万 2,303 円、町単農業用施設災害復旧事業の 1,650 万円と町単林道災害復旧事業 33 万 456 円でございます。

以上、11 事業を合計いたしますと、平成 30 年度への繰越額は、6 億 552 万 2,807 円となり、その財源につきましては、未収入特定財源といたしまして、国県支出金の 4 億 4,201 万 5,874 円及び地方債の 1 億 1,100 万円で、一般財源は 5,250 万 6,933 円でございます。

以上で 報告第 4 号 平成 29 年度紀北町一般会計繰越明許費繰越計算書についての説明を終わらせていただきます。

よろしく願いいたします。

### 家崎仁行議長

以上で、提案理由並びに内容説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑される方はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

### 家崎仁行議長

以上で、質疑を終了し本件については聞き置くことといたします。

これで本定例会に上程されました案件についての質疑が全て終了しました。

---

**家崎仁行議長**

ここで委員会付託表を配布するため、この場で暫時休憩します。

配布してください。

(午後 3時 22分)

---

**家崎仁行議長**

再開します。

配付漏れはありませんか。

(午後 3時 23分)

---

**家崎仁行議長**

お諮りします。

本日、議題となっております案件については、会議規則第 39 条第 1 項の規定により、別紙委員会付託表のとおり、所管の常任委員会に付託したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

**家崎仁行議長**

異議なしと認めます。

したがって、別紙、委員会付託表のとおり、各担当委員会に付託することに決定しました。

以上で、本日の日程は全て終了しました。

これで本日の会議を閉じます。

なお、付託案件の審査については、明日の 6 日、水曜日は、総務産業常任委員会、7 日、木曜日は、教育民生常任委員会の開催ということであります。開催時間は、いずれも 9 時 30 分からの開催となります。委員会の運営にあたっては、各委員長において取り計らいくださるようお願いいたします。

---

**家崎仁行議長**

本日はこれで散会とします。

(午後 3時 24分)

---

地方自治法第 123 条第 2 項の規定により下記に署名する。

平成 30 年 9 月 5 日

紀北町議会議員 家崎仁行

紀北町議会議員 瀧本 攻

紀北町議会議員 近澤チヅル